

令和2年第4回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年12月4日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	令和2年12月15日 午前10時00分			議 長 田 中 政 司	
	散会	令和2年12月15日 午後2時49分			議 長 田 中 政 司	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	山 口 卓 也	出	9番	森 田 明 彦	出
	2番	諸 上 栄 大	出	10番	辻 浩 一	欠
	3番	諸 井 義 人	出	11番	山 口 忠 孝	出
	4番	山 口 虎 太 郎	出	12番	山 下 芳 郎	出
	5番	宮 崎 一 徳	出	13番	山 口 政 人	出
	6番	宮 崎 良 平	出	14番	芦 塚 典 子	出
	7番	川 内 聖 二	出	15番	梶 原 睦 也	出
	8番	増 田 朝 子	出	16番	田 中 政 司	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	村上 大 祐	新幹線・まちづくり課長	小野原 博
	副市長	池田 英 信	市民課長	
	教育長	杉崎 士 郎	健康づくり課長	津山 光 朗
	行政経営部長	辻 明 弘	子育て未来課長	筒井 八重美
	総合戦略推進部長	池田 幸 一	文化・スポーツ振興課長	小笠原 啓 介
	市民福祉部長	陣内 清	福祉課長	大久保 敏 郎
	産業振興部長	早瀬 宏 範	農業政策課長	井上 章
	建設部長	副島 昌 彦	観光商工課長	中村 はるみ
	教育部長	永江 松 吾	建設・農林整備課長	馬場 孝 宏
	会計管理者兼 会計課長		環境下水道課長	福田 正文
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長	太田 長 寿	教育総務課長	武藤 清 子
	財政課長	山口 貴 行	学校教育課長	山浦 修
	税務課長		監査委員事務局長	
	企画政策課長	三根 竹 久	農業委員会事務局長	
広報・広聴課長		代表監査委員		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	諸井 和 広		

令和2年第4回嬉野市議会定例会議事日程

令和2年12月15日（火）

本会議第5日目

午前10時 開 議

- 日程第1 議案質疑
- 議案第82号 嬉野市部設置条例の一部を改正する条例について
 - 議案第83号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第84号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 - 議案第85号 嬉野市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について
 - 議案第86号 嬉野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第87号 嬉野市営浄化槽条例の一部を改正する条例について
 - 議案第88号 指定管理者の指定について（嬉野市いきいきデイサービスセンター「湯っくらーと」）
 - 議案第89号 指定管理者の指定について（嬉野市嬉野老人福祉センター）
 - 議案第90号 指定管理者の指定について（嬉野市茶業研修施設）
 - 議案第91号 指定管理者の指定について（嬉野市志田焼の里博物館）
 - 議案第92号 指定管理者の指定について（嬉野市営嬉野温泉公衆浴場）
 - 議案第93号 令和2年度嬉野市一般会計補正予算（第10号）
 - 議案第94号 令和2年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第95号 令和2年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第96号 令和2年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第97号 令和2年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第98号 令和2年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第99号 令和2年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第100号 令和2年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
 - 議案第101号 令和2年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第102号 嬉野市農業委員会の委員の認定農業者過半要件の例外規定適用について
 - 議案第103号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 議案第104号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第105号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第106号 令和2年度嬉野市一般会計補正予算（第11号）
議案第107号 業務契約の締結について
議案第108号 嬉野市教育委員会教育長の任命について
議案第109号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

午前10時 開議

○議長（田中政司君）

皆さんおはようございます。本日は辻浩一議員が欠席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましてはお手元に配付のとおりであります。

日程第1．議案質疑を行います。

今議会の議案質疑は通告制とします。質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一議題について3回を超えることができない旨、規定していますので、御注意をいただきたいと思います。また、条例の改正案につきましては各条で3回ということで行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議案第82号 嬉野市部設置条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第83号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第84号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第85号 嬉野市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、議案第85号の質問をさせていただきます。

まず、全体的な質問ですけれども、今回改正する理由に関して御説明をお願いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（永江松吾君）

お答えします。

今回の改正理由でございますけれども、背景を含めまして、少し説明をさせていただきたいと思っております。

本市の奨学金制度は合併前の旧町から制度を引き継いでおりまして、新市発足と同時に奨学資金貸与条例を制定して実施をしております。ただ、今まで一度もこの条例については見直しが行われておりませんでした。市民のほうからは貸付け対象の拡大を要望する声も幾らかあったように聞いております。

それから、近年の進学率でございますけれども、上級の学校に進学する者が非常に多くなっております。高校進学率は、昭和49年に90%を超えてからは、現在まで非常に高い水準で推移をしております。令和元年度の国公、私立の全日制、定時制、通信制を合わせた進学率は98%を超えているような状況でございます。それから、大学進学率は平成19年に50%を超えまして、令和元年では54%を超えるような状態でございます。つまり、同学年の2人に1人は大学まで進学するような状況でございます。そういう状況でありますけれども、しかしながら、進学したくても家庭の経済的事情により進学を断念する生徒もいるようにお聞きしております。

それから、先日、一般質問でもありましたけれども、持続可能な開発目標、SDGsでございますけど、その中に教育の分野として、誰一人取り残さないで質の高い教育をみんなにという目標やターゲットが設定してあります。そこを目指しまして、質の高い技術教育、職業教育及び大学を含む高等教育へのアクセスの支援を、今回条例を改正しまして拡大する目的を持っております。

今回の改正によりまして、高等専修学校及び大学院を貸付け対象として加えております。そういった意味で、中学校を卒業してから教育を受けられる学校のほとんどが貸付け対象になってまいります。

貸付け月額が大きく変更しておりませんが、本市の奨学金につきましては、県内市町にも奨学金があるところがございますが、こちらと比較しても非常に高いレベルでの貸付けを行っております。

それから、本市の奨学資金貸与の財源は、奨学資金積立金という基金を使っております。基金の運用を考えましても、幾らかではありますけれども、貸付けが拡大できるのではないかと思います。今回改正をしております。

それから、奨学資金貸与後の返還につきましても、今まで最長15年であったものを最長20年までと延ばしております。今回の改正で、大学以上の学校ではほかの奨学金との併用で貸付

けを受けることができるようにしておりますので、借入金が多くなった場合を想定して返還期間を延ばした次第でございます。折しも、現在コロナ禍の中、学生や学生を持つ家庭も非常に厳しい状況にあります。来年4月の進学者から適用できるように、今議会での条例一部改正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

全体的な質問は、先ほど答弁がありましたように、私も背景に関しては理解させていただきました。

次に、第3条に関してお尋ねをします。

各貸与額等ですけれども、まず、高等専門学校の貸与額、新たにこれは新設されていますけれども、この4万5,000円以内とした根拠と、新設された理由について。

それと、今まで貸与の相談等があったと思いますけれども、今までの経過はどのようにされていたのか。

それともう一点なんですけれども、3号及び4号についてなんですけれども、この貸与額が、大学、短期大学、大学院及び専門学校が月額5万8,000円以内ということで、また、海外におけるこの同等の学校に関しても5万8,000円というような状況で設定されている理由はということでお尋ねをします。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（永江松吾君）

第3条についてお答えしたいと思います。

まず、第2号の分ですけれども、高等専門学校の分ですね。高等専門学校の貸与額につきましては、今までは現行の条例、第3条第1号に規定する高等学校と同程度の学校の位置づけでございました。金額は3万2,000円以内になります。高等専門学校、いわゆる高専、県内にはないですけど佐世保高専とか久留米高専、そういった学校になりますが、これにつきましては就学期間が5年間となっております。また、多くは学生寮やアパート住まいのところほとんどでございまして、授業料も高校よりは高くなっているような状況です。そのようなことを勘案いたしまして、高校と大学の間程度の貸与月額を設定させていただきました。高専につきましては今までの貸与実績としてはございません。

それから、第3号、第4号の額でございますけれども、国内の大学と海外の大学という違いになりますけれども、現行の条例でも同額となっております。海外の大学につきましては、就学費用というのがなかなかつかみにくいところがございます。国によっても授業料が安

かったり高かったり、生活費とかありまして、なかなかその基準の設定というのは非常に難しいと思われま。そういった意味で国内の大学と同額を設定させていただいた次第でございます。海外の大学につきましては、今まで1件の実績がございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

その高等専門学校に関しての新設で、近くでいけば佐世保高専とか、そういったところは今まで実績がなかったんですけども新しく新設されたということで、私的には、5年間ということで短大の期間にも含めてもよかったのかなという考え方があるんですけども、そこはどのように考えられていたのかということと、もう一つ、海外の学校機関においての5万8,000円、これは国内と一緒になんですけれども、その辺においてもう少し上げて、海外のその国の情勢と経済状況による状況というのをもう少し規定の中で取り込まれることも必要のかなと私は思ったんですけども、その辺の考え方というのはあったのかどうか、そこをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（永江松吾君）

まず、高専の部分ですね。就学期間を考えると短大と同レベルでということもありますが、これも考え方としては3年間は高等学校の教育、2年間は短大の教育というような感じにもなりますけれども、なかなかその設定というのは、5年間全部短大というのもちょっと厳しかなと思ったので、中間の額を設定させていただいております。場合によっては、高専においても授業料免除というものも一部あるようでございますので、そういったところも勘案いたしましてこの金額に設定させていただいております。

それから、海外の大学でございますけれども、言われるように、国によっていろんな諸事情はあると思います。ただ、それを一つ一つ、この国は幾ら、この国は幾らというようなことも非常に難しいと思われま。今までどおり国内と海外の大学は同額とさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

分かりました。

次に、第5条のほうに移りたいと思います。

第5条のほうは、第2項の3・4・5号に関してなんですけれども、おのおの、第3号においては「傷病のため成業の見込みがないとき」と記載がありますけれども、その判断、認定方法について。第4号に関しては「奨学生の本分に反する行いがあったとき」と記載されておりますが、その具体的な内容をどのように考えてられているのか。第5号に関しては、「学業成績が著しく不良となったとき」と記載されておりますが、その判断と認定方法についての御説明を伺いたいと思います。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（永江松吾君）

第5条についてお答えさせていただきます。

第5条につきましては、ほかにも通告がっておりますので、まず、第5条全体のことについて御説明したいと思います。

改正後の第5条につきまして、この条項は、現行の条例にはなかった規定を追加する改正でございます。

第5条第1項及び第2項については、嬉野市奨学資金貸与条例施行規則第9条第1項及び第2項、この規定をほぼ同じ内容で条例に移し替えております。

内容は、今まで貸与を受けていた奨学資金が停止、または廃止となるもので、権利を制限するものとなっております。

条例と規則の違いということですが、これは地方自治法第14条及び第15条の規定に沿って制定することができます。

条例については、地方自治法第14条第2項に、「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」という規定になっております。そういった意味で、現在規則で定めている根拠でございますけれども、この規則は条例を施行するための規則となっておって、市長の専属的権限に属する事項と見なして規則に定めておるところでございました。今回、条例を改正するに当たりまして改めて考察した結果、条例に定めるべき事項ではないかということで規則から移し替えるものでございます。

なお、提案した条例が可決されれば、嬉野市奨学資金貸与条例施行規則については全部の改正を行う予定でございます。

それでは、各号の説明でございますけれども、まず第3号、傷病のため成業の見込みがないときの判断と認定方法でございますけれども、奨学生が在学中に異動があった場合は、各種届出書を提出しなければならないようになっております。授業を受けられないような重篤な傷病があれば、休学や退学をするのではないかと思いますので、休学、または退学届を市のほうに提出していただくこととなります。それにより判断をしたいと思っております。

傷病になりましても在学できるようであれば、そこは適宜判断して、すぐに廃止ということではなくて、事情を勘案したいと思います。

それから第4号、奨学生の本分に反する行いがあったときということですが、これも現在の嬉野市奨学資金貸与条例施行規則には具体的には定めておりません。学校にはそれぞれ校則というものがありますので、犯罪などの性行不良を起こした学生につきましては、学校から休学、または退学の処分が出されると思われれます。そうなった場合は、やはり休学、または退学届を市に提出していただくこととなりますので、こちらにつきましてもそれにより判断したいと思っております。犯罪などを起こした場合はマスコミ報道もなされると思いますので、すぐにそういった情報はつかめると思います。

それから第5号、学業成績が著しく不良となったときの判断と認定方法でございますけれども、この場合は、成績不良とは、進級または卒業できなかった場合になると思っております。本市において成績証明書の提出は今求めておりませんが、毎年、在学証明書の提出を義務づけております。そこに記載されている在籍学年で判断できるものと思っております。進級できなくても、その事情が傷病であったり学校の事情などの場合は、そこは柔軟に対応したいと思っておりますので、ケースごとに判断したいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

第4号に関しては、私も説明を受けた分で、奨学金を受ける方が何かしらの犯罪及びそういう行いが悪かったので退学とかいうことに関しては受ける必要はないと、廃止するというようなことでもいいかなとは思いましたが、要は第3号の分、傷病のため成業の見込みがないときということで、病気になって例えば3か月間入院をするというような状況で、その入院期間に関しての奨学金の貸与扱いというのはどのように考えられているのかということと、もう一つは、廃止ということで、翌月から奨学金の貸与を廃止するものとする第2項に書いてありますけれども、復学された場合の例えばまた再支給と申しますか、そういった分に関しての考え方というのはなかったのかどうかということをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（永江松吾君）

休学や復学の取扱いでございますけれども、この第5条第2項に定める場合は、本当に傷病であって学校に通えなくなってしまったときというのが廃止でありまして、一時的な傷病により休学するという場合は第5条第1項の規定、休学のほうで適応になってまいります。

そういった意味で、しばらく休学してもまた復学できた場合は、その休学している部分につきましては奨学資金の貸与はありませんけれども、また復学した場合は復学届を提出していただいて、その分から給付が始まるというように、そこについても規則のほうで定めていきたいと思っております。

以上です。（「あと、入院中は」と呼ぶ者あり）

入院中でございますけれども、その入院がどのぐらいになるかというのもあると思います。短い期間で休学届がないようでしたら、その分については通常どおりの給付を行えると思っております。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

そしたら、最終的にこの第3号に関しては、入院とか、そこに対しての病気、あるいはけがの状況、度合いによってかなり左右されてくる案件だとは思いますが、そうなった場合に、復学に関して及び入院の期間云々に関しては、市としては申出がなければそのまま行くよというような解釈でいいものか。それとも、そこにもし何らかのアクション、市のほうに問合せがあったら、そこで市が、教育委員会として必ず今の状況はどうなのかというところをチェックされていくのか、その点が気になったので、最後にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（永江松吾君）

休学届は、これは規則に規定しまして必ず提出してもらうようになりますので、その時点で事情を聞きながら判断したいと思っております。

それから、事前に相談があれば、どういう状況かというのを相談、話を聞きながら、その給付については考えていきたいと思っております。

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

私も同じく議案第85号 嬉野市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例についてお尋ねします。

全体的には今、諸上議員の質問で大体理解はできましたけれども、私はまず第2条ですね。第2条の中に、「この条例による奨学資金以外の奨学金」とありますけれども、これはどういうものでしょうか、お尋ねします。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（永江松吾君）

第2条についてお答えいたします。

この文言は、現行の条例、第2条に規定をしておりまして、「ただし、他の奨学金を受けている者は除くものとする。」という部分の改正になります。

この条例による奨学資金以外の奨学金とは、例えばほかの団体等が行う奨学資金になってまいります。具体的には、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金、それから県の奨学金とか、学生が在籍する学校の奨学資金などが考えられると思います。ただし、佐賀県の奨学資金は高等学校のみが対象です、高校のみ。

それから、団体によっては併用を認めないというところもありますので、その場合はほかの奨学金が受けられなくなる場合があると思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

今の答弁の確認なんですけれども、嬉野市の奨学金は、先ほど答弁されました他の団体の奨学金を受けた方は市の奨学金は受けれないということで、そこを確認を。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（永江松吾君）

今までは奨学資金の併用は全部駄目でした。この条例の改正によって、大学以上の学校においてはほかの奨学金との併用ができる。例えば日本学生支援機構の奨学金の市の奨学金を併用して受けることができるという改正でございます。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

これまではできなかったんですが、この改正によって大学以上の奨学金については貸与できるということよろしいですか。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（永江松吾君）

そのとおり、改正後は併用ができるものでございます。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○ 8 番（増田朝子君）

理解できました。

では、第 5 条ですけれども、第 5 条は先ほど諸上議員の質問で大体分かりましたけれども、確認をさせていただきます。

こちらは、先ほど第 5 条の第 2 項の第 4 号では、「奨学生の本分に反する行いがあったとき。」と、第 5 号が、「学業成績が著しく不良となったとき。」ということでありましたけれども、これが先ほどの答弁では、休学や退学、そういう届出があった場合ということでの理解していたんですけれども、それでよろしいですか。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（永江松吾君）

第 4 号につきましては、そのように休学または退学届が出されると思いますので、それにより判断をしたいと思っております。

第 5 号につきましては、毎年、在学証明書というのを年度初めに出してもらっております。それに在籍学年等が記載されておりますので、それで進級ができないということ判断したいと思っております。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○ 8 番（増田朝子君）

じゃ、第 4 号に関しては休学や退学の届出に従ってということですが、先ほど諸上議員からもありましたけれども、届出の義務と言われましたけれども、これまで届出の義務を守らなかった件数とかはありますか、これまで、守れなかった。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（永江松吾君）

今までも、規則のほうで届出の義務がありましたので、それは出してもらっております。うちが把握できない分があるかも分かりませんが、それはなくて、届出はきちんと出されております。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○ 8 番（増田朝子君）

現在のところはそういう届出がなかったということはないということですが、今後もしそういう周知的なところはしっかり届出をしていただきたいと思います。

では次に、第 6 条ですけれども、返還期間を 20 年にした理由はということでお尋ねしてい

ますけれども、これは先ほど、背景の中で御説明いただきましたけれども、例えば本人さんとか保護者の方から20年にしてほしいとか、そういうお声があったんでしょうか。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（永江松吾君）

保護者のほうから希望があったかどうかという御質問ですけれども、今のところ、返還期間を延長してもらいたいという要望は、特にそういう声は聞いたことはありません。ただ、今回、大学以上では併用を認めますので、借入れ金額が多くなってまいります。そういったところを勘案しまして、やはり返還期間も延長したほうがいいんじゃないかと、返済をあまり厳しくしてもということとで20年に延ばす次第でございます。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

これまでは15年、この改正によって20年にということですが、例えば県内のほかの自治体とか、全国的に見ても大体何年ぐらいの返還期間とか、最長何年ぐらいできるかとかは承知されているんですか。

○議長（田中政司君）

教育部長。

○教育部長（永江松吾君）

返還期間のほかのところとの状況でございますけれども、先ほど申しました日本学生支援機構、これも最長が20年になっております。

それから、県内の市町の奨学金を見ましても、大体ほかの市町は貸付額が少ないんですよ。それで、もっと短い期間での返済になっておりますけれども、嬉野市の奨学資金月額というのは本当に県内1位ぐらいなんです。そういったところを勘案しましても、しっかり勉学に励んでもらって、その後には生活がありますので、そういったところを勘案いたしまして20年まで延ばそうというようなことでの今回の改正でございます。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

ありがとうございます。今回の改正によって、貸与金額の充実と、また、20年に延ばしていただくということで本当に高校生、大学生になられる方の支援になるかと思っておりますので、今後もしっかり取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（田中政司君）

これで議案第85号の質疑を終わります。

次に、議案第86号 嬉野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第87号 嬉野市営浄化槽条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第88号 指定管理者の指定について（嬉野市いきいきデイサービスセンター「湯っくら一と」）の質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。初めに、諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、議案第88号 指定管理者の指定についてということで、湯っくら一とに関してお尋ねします。

まず、指定管理者の選定委員の構成に関してお尋ねしますが、この議案資料その2をつけていただいている中で、茶業研修施設の指定管理者の報告書とかには、選定委員会、選定委員ということでメンバーの構成がきちんと書かれてありますが、それが湯っくら一とに関しては書いていなかったところがありましてお尋ねなんですけれども、何人いらっしゃってどのような職種の方がメンバーになられているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

お答えします。

委員の数は5名です。その内訳としましては、副市長と行政経営部長と市民福祉部長、それから、嬉野町民生児童委員協議会の副会長と市内の税理士、以上5名の構成となっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

5名ということで確認できました。

ちなみに、今回この湯っくら一とはまた指定管理の指定を受けられているんですけれども、私が知っている限りはずっと指定管理を湯っくら一とさんのほうが受けられていると思うんですけれども、見直しが3年に一遍なのかということと、湯っくら一とさんが継続何回ぐらい開設されて受けられているのか、そこをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

お答えをします。

これは、3年に1回で更新をしております。

それで、何回目かということですが、恐らく合併当初からだったと思いますので、15年間ということになりますと、恐らく5回ということになるかと思えます。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

5回ずっと選定委員会のメンバーが同じであるというものなのか、5回も同じ事業所が指定を受けられているという状況は、いいのか悪いのか分からんとですけど、それで選定委員のほうも見直しを今後考えられているのか。あと、増やす、増やさないというのもありますけれども、そういったところの今後の選定委員のほうの状況に関しての考え方について、最後お聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

お答えします。

今までの選定管理委員会のメンバーがずっと最初から同じメンバーだったのかということまでは把握をしておりますが、委員は5名ということで、これも選定委員会の規則で5人以内ということで定めがありますので、5人を選出することになるかとは思いますが、これから以降、行政職以外の学識経験を有するものについて、社協とか税理士の方以外に選定をどうかまでは、まだ今のところ検討はしていない状況です。

民生委員さんと税理士さんを選任した理由としましては、民生委員さんに関しては地域の高齢者の支援に携わっていただいておりますので、民生委員としての立場からの意見をもらうために選任をしたところでは。

税理士さんについては、経営上の観点から意見を出してもらうためにということで選任をしている状況です。

以上です。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

私もいきいきデイサービスセンターの指定管理者の指定についてお尋ねします。

今回たくさんの指定管理の指定についての議案が上がっておりますけれども、まず、こち

らのいきいきデイサービスセンター「湯っくらーと」に関して資料を頂きましたけれども、採点表が提示されていないんですけれども、ほかの指定管理のところは掲載されていますので、できましたら、まずそこを掲載していただきたいんですけど、いかがでしょうか。

あと、採点結果は掲載していただいていますけれども、採点表によっては、例えばこのところはしっかりやれているとか、ここはちょっと弱いけど今度頑張ってもらいたいとか、そういう項目別の平均というか、そういう採点表は掲載できませんでしょうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

お答えします。

採点結果については載せてはいるんですけれども、採点項目とかいろいろございますが、その採点表については載せておりませんが、今後載せることにするかどうかは検討させていただきます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

それでは次に、老人福祉センターについても後で質問をさせていただくんですけれども、こちらでは、福祉施設ということで消防訓練は必要と思うんですけれども、消防訓練のことはあまり掲載されていませんが、その計画の中にはあったのでしょうか。それと、これまでも実施されたのでしょうか。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

お答えします。

指定管理者の指定申請書の添付書類としまして事業計画書がありますけれども、その中に年に2回の消防訓練を行うというふうに記載があります。

以上です。（「計画と、あと実施をされたかどうか」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

今まで実際したのか。

○福祉課長（大久保敏郎君）続

今までは、年に1回の実施をされている状況なんですけれども、来年からは2回行うということで計画があります。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

年2回の消防訓練というのは、資料の中で福祉センターのほうでは記載がありましたけれども、湯っくら一とでは記載がなかったのでお尋ねしましたけれども、年2回ということで、これまでは1回実施されたということで承知してよろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

はい。今までは1回しかされていなかったんですけども、来年以降は2回されるということで計画をされておられますが、恐らくですけども、県の社会福祉法人の施設の指導監査というのがありますけれども、恐らくそちらのほうで、その基準に従って2回しなさいというような指導があったものと思われま。

以上です。

○議長（田中政司君）

これで議案第88号の質疑を終わります。

次に、議案第89号 指定管理者の指定について（嬉野市嬉野老人福祉センター）の質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

こちら、先ほど申しましたように採点表を掲載していただきたいと思いますが、いかがでしょうかということと、現在の利用状況等はいかがでしょうということと、改めて指定管理になるに当たり、改善される点などをお伺いします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

お答えします。

まず、現在の利用状況ですけども、今年度は新型コロナウイルスの影響もあったことで、年度当初は3月と4月、閉館をしていたということもございまして、例年よりも利用者数としては少なかったです。11月末現在では4,079人という状況でした。ちなみに、昨年度は1年間で1万6,103人の利用があったところです。

それと、改めて指定管理となるに当たり改善される点があったかどうかということですけども、特に改善される点というのはございません。今までどおり、来年度以降について

も適切な管理、運営に努めていただきたいというふうには思っております。

特に、今年度は新型コロナウイルス感染防止に御配慮いただきまして、来年度以降についても引き続き対応をしていただきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

では、部長にお尋ねしますが、先ほど言いました採点表、いろいろな項目があると思うんですが、どういったところで審査されたかというのを見える形でしていただきたいと思います。そして、例えば今、課長から言われましたけれども、改善する点がないとありましたけれども、今後維持して事業として続けていっていただきたいことを言われましたけれども、やはり項目別に、ここはもう少し——先ほど申しましたけれども、力を入れたほうがいいんじゃないかという第三者の目で見ても分かるように記載していただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（陣内 清君）

先ほど改善される点は特にありませんという答弁ではございましたけれども、実際、こことはいろんなやり取りをさせていただきながら、日々改善に向けて努力していただいている部分とかあります。実際、今年も新型コロナウイルスの対応についてはいろいろな形でしていただきましたけど、そういう中で、来られた方の体温なんかをすぐに測定できるような機材を置いたりとか、それから健康状況とかの確認とか、そういったことをまず対応していただいています。

今後運営していくに当たりまして、介護予防の観点が非常に重要になっていくと思いますので、そういう視点からも、いろんな意味でこちらのほうの運営の中でそういう介護予防への充実とか、そうしたことも含めて今後ともいろいろとお願いしていくこととしております。

今後、こういう議案資料の掲載方法につきましても改善させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

ありがとうございます。

では、先ほどもお尋ねしましたが、③の老人福祉センターでは1回消防訓練を行っ

たということですが、具体的にどんなふうにしたんでしょうかということと、今後の取組についてお伺いします。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

お答えします。

消防訓練の今後の取組については、これまでの実施内容と同じく、通報、連絡訓練とか、避難誘導訓練、消火訓練を実施されます。

訓練は消防署の指導の下、職員全員が参加をされることになっております。さっきも言いましたけれども、訓練の回数を来年度以降は2回に増やされるということでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

これで議案第89号の質疑を終わります。

次に、議案第90号 指定管理者の指定について（嬉野市茶業研修施設）の質疑を行います。質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第91号 指定管理者の指定について（嬉野市志田焼の里博物館）の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第92号 指定管理者の指定について（嬉野市営嬉野温泉公衆浴場）の質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

議案第92号 指定管理者の指定について（嬉野市営嬉野温泉公衆浴場）についてお尋ねします。

こちらの資料にも採点表が掲載されていませんけれども、今後掲載していただけるかどうか、お尋ねします。

それと、ここのシーボルトの湯は本当に毎年利用客も多く、事業としては順調でありますけれども、改めて指定管理となるに当たり、改善される点があればお答えいただきたいと思っております。

それと、収益の使い道、資料では広告料としてありますけれども、そういう制限があるんでしょうかというお尋ねをさせていただきます。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

嬉野市営嬉野温泉公衆浴場についての採点結果については、今後検討していきたいと思えます。

2番目に質問されました、事業としては順調ですが、改善点等があるかという質問に対してですけれども、指定管理制度と申しますが、もともとが公の施設の管理運営を民間の団体等に包括的に代行させることができる制度となりますが、嬉野市の公衆浴場につきましては、平成25年度より指定管理を行っており、8年が経過しております。この間、嬉野温泉観光協会が指定管理委託を受けておられまして、1度更新されております。来年度より再度指定管理を受けていただくこととなりますので、2度目の更新ということとなります。この間、嬉野温泉観光協会が指定管理委託を受けておられましたけれども、利用者としまして、初年度が10万7,578人でしたけれども、令和元年度につきましては14万5,402人と約1.35倍の伸びとなっております。そういう面を考えると、このような実績で委託先の職員の努力によってなされているものと考えております。

もう一つ、収益の使い道についてですけれども、収益につきましては、施設利用者の入浴利用料等が主なものになるかと思いますが、その用途につきましては、特に制約があるわけではありません。施設利用者が増えることにつれて収益も増えることとなりますが、費用のほうも増えることとなります。この間、指定管理委託料も減少していったような状況です。ただし、指定管理委託料も下げ過ぎてしまいますと、指定管理として受けるメリットがなくなってしまいますので、指定管理を受けようとする事業者がいなくなってしまう可能性もありますので、現在の状況が、運営等につきましても最も効率的な状況ではないかと考えております。

しかしながら、公衆浴場が建設されてから既に10年が経過しておりますので、今後は施設の改修費用等の発生が予想されますので、これまでのような良好な状況が続くというのは非常に難しいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

スタッフの方とか、その関係者の方が営業努力をされてこれまで利用客も増え、収益も上がってきているということですのでけれども、先ほど収益の使い道には制限がないということ御答弁いただきましたけれども、極端に言えば、じゃ、皆さんスタッフの方が頑張ってくれたから、例えばそこに金一封でもとか、ちょっと上乘せして賃金にということもできるんじゃないかと思ったものですから、そこをお尋ねしたところです。いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

初年度に比べましてかなり伸びてきておりますのは、本当にスタッフの方々の努力のたまものと思っております。

昨年度利益が上がった状況になりましたので、観光協会のほうで幾らかスタッフの方へ還元するような形でされていると聞いております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

ありがとうございます。そのように、やっぱり頑張ったことがそういうふうには利益につながって還元されると、もっともっと働く意欲につながると思っていますので、ありがたいと思います。

あと、ここのシーボルトの湯ですけれども、以前から食事に関して、するところがなかったんですけれども、そのことに対して利用者さんからの意見とか、そこに対しての——今現状として、食事することに対して利用者の方がどんなふうにして利用されていらっしゃるんでしょうか。それと今後、その事業所としてどんなふうを考えていらっしゃるんでしょうかということをお尋ねしたいと思います。（「最後におっしゃったことをもう一回、すみません」と呼ぶ者あり）

以前、食事を外から取ったりとかあって、せっかくお湯に入りに来られる方が、食事とかは今現在どうされているんでしょうかと、利用者の方が。そして、事業者としてはそれに関しての考えというか、どういうふうにしようかという考えはあられないんでしょうかということのお尋ね。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

現在も出前で取っていただいております。お食事をしていただくというのは変わっていないかと思っております。

今後のことにつきましては、事業者がどのように考えていらっしゃるのかというのは確認したことがありませんので、今後また一緒にお話を聞いていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

これで議案第92号の質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで換気のために11時5分まで休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（田中政司君）

それでは、再開します。

議案質疑の議事を続けます。

次に、議案第93号 令和2年度嬉野市一般会計補正予算（第10号）の質疑を行います。

最初に、7ページから17ページまでの歳入について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、5ページの債務負担行為と18ページから46ページまでの歳出についての質疑を行います。

初めに、5ページの債務負担行為について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

第2表の債務負担行為の部分について質問をいたします。

この中の高齢者食の自立支援事業に係る委託料ということで、この分が、説明の中で次年度については委託引受けができないというようなお話がありましたけれども、そのところもうちょっと、その理由についてもう一度詳細説明をお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

お答えします。

社会事業助成会が、来年度以降についてこの事業から撤退されるということで合同常任委員会で説明をいたしましたけれども、理由につきましては、弁当を配送する運転手の方がいらっしゃるんですけど、その勤務が短時間勤務の雇用形態であることで、雇用条件の面でほかに就労希望者というのが少なくて、人員確保が困難ということになって撤退をされるということで話を聞いております。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

助成会のほうでずっとしていただいたわけですがけれども、この食の自立支援というのは、高齢者は今後非常に大事な部分であると考えます。

そういう中で委託料が約1,115万円で、今の説明で人員確保ができなかったということでもありますけれども、予算面で足りないとかそういう部分じゃないということでも今理解したわけでありまして、人員確保ができないと。

そういう中で、今後この自立支援事業がどうなるのか私は非常に心配しているんですけれども、これについては民間の事業者になれるのか、また新たな事業者を求められるのか、そこら辺ははっきり言って分かりませんが、そういった今後の見通しについてできているのかどうか、来年、年明けたらすぐなわけですので、そこら辺の食の自立支援が滞ることがないような体制ができるのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

お答えします。

今後の対応についてということですが、市内の事業所を対象としまして、早急に参入事業者の公募を行って今年度中に契約を締結しまして、来年4月からスムーズに事業を開始できるように準備を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

それで安心いたしました。とにかく今、中身についてはここで聞きませんが、利用されている方がいらっしゃるわけですので、そこが止まることのないように。また今後増えていく可能性もありますので、しっかり今まで以上の対応ができるような体制ができればと思いますので、しっかり次の事業者を引き継いでいただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（田中政司君）

次に、諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

私もこの債務負担行為の中の高齢者食の自立支援事業に係る委託料に関してお尋ねします。

先ほど梶原議員の質問の中で概要的なものを聞いていただいて答弁を聞いているんですけれども、私も挙げているんですけれども、今後の見通しに関して方向性はどうかというところですが、先ほど課長の答弁の中で市内事業者の公募を行うということで、これは実際、今1月ですよ。今度、1月から2月、3月で公募を行って、選定して、そこから事業開始ということで、恐らくこれは今、助成会さんのほうは嬉野地区、塩田地区まで回られているんじゃないかなと思うんですけれども、具体的な配食の件数とか、そういったの

お尋ねと、ある程度のタイムスケジュールができていますけれども、そこを再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

お答えします。

今の配食の件数、塩田、嬉野がありますけれども、手元に資料がないので件数は分かりかねますけれども、今後の対応ということで、もちろん早急に進めていかなければならないというふうには考えています。

スケジュール的にはまだ大まかなところでしかお答えできませんけど、議会が終わったら早急に公募をして、公募の期間としましては1月いっぱいぐらいになるのかなと思っています。それで、2月になったらすぐ——一応、方法としてプレゼンテーションを行ってもらうプロポーザル方式になるのかなというふうには思っておりますけれども、そういったものを2月当初にして、契約を結んで、スムーズに事業が移行できるように進めていく予定としております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

配食の事業に関しては、10件、20件の配食先じゃなかとですよ。恐らく1週間トータルですと100件等々になるかなとは思っておりますけれども、それで結局、事業者に関してもある程度その受入れができる規模で対応していただかなければならないというような状況にあるのかなと私は個人的に危惧するところですが、そういうところで、先ほどプロポーザルとか言わしたばってん、万が一こい決まらんとなると——そこが一番危惧するところですが、とにかくそこをスムーズにスケジュール感、タイトなスケジュールになると思うので、高齢者にとっては一番大事な根幹となる場所ですので、ぜひとも早急に動いていただきたいと思いますが、最後にその意気込みを聞いて終わりたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

お答えします。

参入して、事業者として市内の事業者ということで考えておりますけれども、幾つかは想定しておりますけれども、そのうちの一つはこちらのほうから声をかけて、公募をした場

合は応募をしていただけるという意思の確認ができているところが1つございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

先ほどから方向性については質問がっておりますが、私のほうからは、この委託期間における委託料の前年度の金額でも分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

お答えします。

委託期間における各年度の協定額、具体的に幾ら想定をされているのかということですが、まず老人福祉センター、これは湯っくらーとも同じなんですけれども、来年度の分については今年度の予算ベースで計上することを想定しております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

一応金額は出されないということですかね。

○議長（田中政司君）

今年度の予算ベース。

○4番（山口虎太郎君）続

予算のベースで出すということですね。分かりました。

あと、施設利用の民間委託というのはかなり厳しい部分もあるかと思っておりますので、2番目の施設利用者の顧客データという形から次のステップに行くためのそういうデータ集計等はどういうふうに行われているのか、伺います。

○議長（田中政司君）

福祉課長。

○福祉課長（大久保敏郎君）

利用者のデータについては、老人福祉センターと湯っくらーとの両施設とも、事業所のほうと福祉課のほうでも、双方でデータとしては管理、保存をしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

ぜひ、そういう管理データをきちんとしていただいて、今後の指定管理に役立つようにですね。それからまた、民間委託になるという形もできるようなになれば、ぜひそういうデータをもって示すことをお願いして質問を終わります。

○議長（田中政司君）

次に、歳出18ページの1款．議会費について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、歳出19ページから23ページまでの2款．総務費について質疑を行います。

初めに、19ページの1項．総務管理費、5目．財産管理費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

今回、補正予算は総額8億2,000万円ほどの補正を組まれておりますけど、ここに積立金として5億9,000万円、6億円近く積立金のほうに回っております。もちろん、前年度繰入金の半分を積み立てるということでそれは問題ないんですけども、こういうふうに減債とか公共施設の基金積立てのほうに、今後もこういう形で今年度実施、予算をほかの事業に回さなくてそういう基金のほうに積み立てて先延ばししていかれるのか、考え方をお聞きしたいと思います、どのように考えておられるか。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

先ほど山口忠孝議員おっしゃったように、今回、前年度の決算剰余金が出たということで、財政調整基金については2分の1以上の義務的な積立てを行うものでございます。

それと、公共建設基金につきましては、ふるさと応援寄附金の未充当のものを公共建設基金に積んで、今後の施設の老朽化による建て替え、改修等の資金として積立てを行っていくものでございます。

また、減債基金につきましても、市債残高が118億円ありまして、毎年、元利償還を合わせて13億円ほど償還をしております。今年度も1億円取り崩しておりますので、今後の必要な財源として、このように積立金として活用をさせていただいております。ただし、その議会、補正予算で当然事業がありましたら、それに充てた後の基金に積立てということになりますので、最初から、基金があるので基金に先に積み立てるということではなくて、当然するべき事業があつて、それに充てた後の残った分は当然基金に積み立てていただくというような形でさせていただいているところでございます。

それと、先ほど申しましたように、今後は当該年度だけの事業ではなくて、やはり嬉野市

として今後の財政運営を長くやっていくためには、それぞれの基金に積んでいって、将来的な財政運営を適正に行っていくことを目指しておりますので、そういったことで基金の積立を行っているところです。

以上です。（「よかです」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

次に、同じく19ページの1項、総務管理費、6目、企画費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

企画費の移住促進事業についてであります。

こちらは主要な事業の説明書がありますので、そちらに基づきながら質問をいたします。

まず、この4項目の質問を出してはいますが、その前に主要な事業の説明書の内容の確認です。

これにつきましては今回追加の⑧、この項目が今回補正で上がっていますが、事業といたしまして嬉野市内に移住する場合の分とありますが、また実際にリモートワークに要する費用ということで2項目じゃないかと私は思うんですが、その中で主要な事業の説明書の一番左下のほう、今回の分につきまして確認です。

まず、直接移住をなさる方の分が、引っ越しも含めてあると思います。もう一つがリモートワークの分ですけれども、ちょっと言葉尻、文章の内容の確認ですが、2段目にありますリモートワーク移住応援金、これは、その下にあります引っ越し費用に20万円掛け1件ありますが、その下に来て分けるべきじゃないかと私なりに思うんですが、それを前提にしながら質問をいたします。

そういったことから含めてですけれども、まず移住の件ですけれども、今回の移住に伴う分の物件の用意があるのか、今から探すのか、そこら辺の確認と、また、今回2つの移住とリモートワークと両方ありますけれども、それぞれ単価と金額があります。それぞれ今回の予算が提示されていまして、私は非常にいいことだと思います。ただ、年度末の補正で上がっていますので、これを超える分があったときにどう対応されるのか。もしくは年度が変わって、それも予算立てをされるのか、確認をします。例えば、移住となりますと空き家等々もありますので、そういった既存のリフォーム等助成等々の組合せも可能なのか。

それと最後の質問ですけれども、4点目の地域ですね。今回⑧と書いています、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県とありますが、関東地区に限定した理由を確認いたします。

以上です。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

まず、この新しく8番のほうに追加しておりますけれども、ちょっと分かりにくい書き方になっているかと思っておりますけれども、基本的にリモートワークをする方、して移住をする方に対する補助金ということになっております。手前のほうに書いてありますけど、東京、神奈川、千葉、埼玉へ勤務する者がその事業所に所属したままですね。東京圏の会社に勤める方が、そこに籍を置いたまま嬉野市に移住をして、テレワークを活用して仕事を続けるという方を対象にしておりますので、前半と後半の部分はちょっと分かりにくいですけど、「また」ということで分かりにくかったと思っておりますけれども、同じということになります。

それで転入をされる方ですけれども、転入する建物というか、アパート、賃貸でもいいし、一軒家を買われてもいいし、空き家バンクの中古物件を買われてもいいしということで、想定される物件はあるのかというお尋ねですけれども、そういった賃貸でも可能だということですので、空きの賃貸住宅が活用可能だということになります。

それと、今回計上しているのが1件分を想定して追加をお願いしておりますけれども、仮に二世帯申請があった場合、一応この移住促進事業として総額で補助金が2,280万円ございますので、その中での対応になるかと思っております。最終的に、これをまた再度上回るというようなことがあれば3月の補正での追加補正ということになるかと思っております。

リフォーム等助成事業と組合せは可能なのかというお尋ねですけれども、先ほど申しました空き家バンクを通してそちらに入居をされる場合は、そちらのほうの補助金との併用も可能ということになります。

それと最後に、地域を関東圏に限定をしているということですが、それについてなぜかということですが、今、国のほうが推進しています、国が策定しているまち・ひと・しごと創生基本方針2020というものがございます。この中で、国としては東京圏への一極集中の是正ということを方向性として掲げられているところでございます。この方向性に基づいて、今、国の補助金については東京圏から地方への移住者に手厚くなっているという状況で、もう既に嬉野市でも取り組んでおります佐賀県移住支援金制度というものがございます。これは東京圏からさがUターンナビを使って佐賀県内に就職をした人に対して最大100万円という補助金ですけれども、これについても対象が東京圏からの転入者ということになっておりますので、こういった国の施策に合わせて今回対象を東京圏ということにしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

それじゃ、今の御答弁の確認ですけれども、今回の分の補正で上げた分で、これを超過す

るようであれば、既にありますところの移住促進応援金、当初から2,280万円ありますが、この分を充当するというので理解しておりますが、この分は今現在どのくらい残っているのか、確認をいたします。

それともう一つが、すばらしい企画ではあるんですけども、この告知、こういった形でお示されるのか、確認をいたします。

例えばですけども、私は先般、上京する機会がありました。庶務的なものを済ませ、翌日はふるさと回帰支援センターのほうに担当の方がおられますので、前もって課題なり、聞きたいことの情報を出しながらミーティングしたんですけども、こういった情報をやっぱり詳しい方に御案内するというのも具体的に大事じゃないかと。企画をしたとはいいいんだけれども、それをいかにして御案内、告知していくのかと、成約につなげていくかということで、その方法について確認をいたします。

以上です。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

こちらのほうの現在の予算の執行状況ですけど、山下議員のほうから一般質問で質問があったときにお答えをしたと思います。それで回答としたいと思います。

それと、先ほど言いましたけれども、この分が増えた場合は2,280万円の予算の中で調整をするということしていきたいと考えております。

それと、告知の方法ですけども、テレワークをして移住をしたいと探されている方に直接広報ができるのが一番ベストなんだとは思いますが、企業さんに直接そういったものがありますよというようなことがなかなかできない状況でございます。今のところ市のホームページで告知と、それと、東京のほうにふるさと回帰支援センターということで、そこには移住を考えている方がいろんな相談に来られますので、そういったところで広報をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

課長、ちょっと私、一般質問した内容で金額を忘れたので、よかったら教えてください。あと、内容についてはほかのことは理解をいたしました。

ちょっとお示してください。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

後ほどお伝えしたいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

企画政策課長の説明で分かりましたので、取り下げます。

○議長（田中政司君）

次に、同じく19ページの1項、総務管理費、9目、地域振興費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

こちら、地域支援推進事業であります。こちらの結婚新生活支援事業でありまして、この分が、結婚の成約という条件の中でこの事業をなさっておられます。それはそれでいいんですけども、多分に私の思い過ぎしか知りませんが、この事業は、もともとカップルが成立するという事の中でいろんな事業をなさっておられると聞いているんですね。ですので、結婚ということになりますと、またさらにその先のことですので、何人かからの事業説明で聞いてみても、そこまでは把握しておりませんかということがあったんですけども、この結婚に至ったということが、実際にそこまで執行部として把握されておられるのか。今回の事業について、それをあえて取り上げたのはどういったことでしょうか。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

この事業については今回新規の事業ではなく、当初から予算で計上をしている事業で、想定よりも申請が多かったということでの追加でのお願いをしているところです。

この事業の趣旨というか、狙いとしては、これは国の補助金になっているんですけども、国のほうで結婚前の若い人たちを対象にアンケートを取ったところ、結婚に踏み切るまでの障壁といいますか、そういったものは何ですかとお尋ねしたところ経済的な問題と、結婚当初の初期費用が捻出できるかというような心配が多かったということで、国のほうとしてはその分を補助することで、結婚の後押しをしていきたいということで作られた補助金ということになっておりますので、結婚をされた方を対象にということでの補助金ということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

いろんなカップルがおられて、該当者、当該の方が結婚に向けてきたけれども、手前でのそういった部分をサポートするという、結婚されたという実証があった中でされるのか。今の答弁によると、結婚されたということで、その方に対して支援をするということで理解していいんですか。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

当然、結婚をされた方を対象ということになります。婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯ということで要綱上はなっております。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

次に、森田明彦議員。

○9番（森田明彦君）

私も同じところでの質問となります。

主要な事業の説明書では2ページ、同じところですね。

今回の補助額のそれぞれの費用も説明書に書いていただいておりますが、この積算の根拠といたしますか、この辺を教えてください。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

この補助金については先ほど申しましたように国の補助制度でございますので、国のほうが30万円ということで定められております。うちのほうの実績を見ますと、今年度の補助額が賃貸のほうでは5件出しておりますけれども、そのうち4件が限度額の30万円、1件が29万2,000円という実績でございます。

中身を見ますと、敷金が2か月分——家賃が大体5万円程度ですけれども、敷金2か月、礼金が1か月、あと仲介手数料が1か月、それと前家賃の1か月で、合計5か月分ぐらいが初期費用として必要になっているということで、5万円の5か月で約25万円。それと、あと引越越し費用が若干かかってくるということでの30万円の限度額に達している状況でございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

森田明彦議員。

○9番（森田明彦君）

分かりました。

もう一つ、当然今回、数字的にも金額的にもぐっと増えておりますが、いわゆる今回の補助制度については、過去3年の分と見てもぐっと伸びておるということで、結婚への後押しとしての効果は非常によいということで判断していいんですよね。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

利用者の方にアンケートを取っております。その中の項目の中で、結婚新生活に伴う経済的不安の軽減に役立ったと回答した人は、とても役立ったということで100%の方が回答をいただいております。

以上です。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで、歳出19ページから23ページまでの2款、総務費の質疑を終わります。

次に、歳出24ページから28ページまでの3款、民生費について質疑を行います。

26ページの2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、梶原睦也議員。

梶原議員、全部一遍に事業で。

○15番（梶原睦也君）

一遍に事業名でいいです。

このばぶばぶ臨時特別応援給付金事業、嬉野市独自でしていただいて非常にありがたいと思っております。

これについては定額給付金の漏れた部分ということで、あとの分ということで理解しておりますけれども、この給付条件ということで通告を出してはおりますけれども、この給付条件については当然、定額給付金と同じだと思うんですけれども、所得制限とか、そういったものがあるのかどうか、まず、お伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

お答えいたします。

給付条件ということで、所得制限等があるかということですが、所得制限等はございません。

給付条件の詳細としては、給付対象児が令和2年4月28日から令和3年4月1日までの間

に出生した乳児ということで、基本的に嬉野市の住民基本台帳に記載されている乳児が給付対象となります。対象者は、給付対象児の父または母というような形を基本的に考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

分かりました。

次に、支給方法についてということで質問を出しておりますけれども、先ほど冒頭で言いましたように定額給付金と同じような内容、条件もそういうふうなことになりますけど、その定額給付金のときの課題として、なかなか申請していただけなかったとか、中身が分からずにそのままになっているとか、そういった課題がありました。今回77人と書いてありますけれども、この数字が動いているかどうか分かりませんが、こういった方への周知の徹底と、それと申請方法をやっぱり丁寧に教えていただくというか、そこら辺のきめ細かな対応、そういったことについて担当課としてどのように考えておられるのか。

また、漏れた分に対しての——一定期間あると思うんですけども、そこまで申請されなかった方に対しての追跡というか、そこら辺まで対応されるのか、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

支給方法に関しては、今回議決をいただきましたら、12月20日までに出生届を提出された世帯には申請書と請求書を兼ねた様式を12月中をめどに送付したいと考えております。この分についてはうちのほうで把握ができておりますので、その方たちに直接郵送でお送りをさせていただくというような形になります。

それ以降の方については、出生届時に、児童手当や乳幼児の医療費等の受給資格の申請のほうに子育て未来課のほうに見えられますので、そのときにこの分の御案内をさせていただきたいというふうに思っております。

また、この12月20日まで等に文書をお出しした後に来られていない方については、一応対象者が分かっておりますので連絡等はしたいと思いますが、あくまでも最終的には申請主義ということになりますので、本人がどうしても出たくないという方はもうどうしようもないと思いますが、きめ細やかなサービスは心がけたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

分かりました。

1点だけ最後に、この対策の中で市税の滞納とか、そういった方がもしいらっしゃった場合、そういった部分で相殺とか、そういったことはこれについてはなされないということで確認してよろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

滞納等をされていらっしゃる方について、この分を相殺とかいうようなことは、今回はあくまでもこの新型コロナウイルスに関する分で給付等を考えておりますので、うちのほうでそういったことをするようなことは考えておりません。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、諸上栄大議員。

諸上議員は2つ、事業別でということよろしいですか、ばぶばぶ臨時特別応援給付金事業と特別支援学校放課後児童健全育成事業と。

○2番（諸上栄大君）

はい。

それではまず、先ほど梶原議員のほうもお尋ねされた、事業名、ばぶばぶ臨時特別応援給付金事業に関してお尋ねをします。

あらかた概要は分かったんですけども、この支給額に関してですけども、対象が乳児1人につき5万円というところで記載をされているんですけど、これは各市町の状況で、一律なのか、その辺どうですか。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

お答えいたします。

10月時点で、もう既にこれに類似するような分をなさっている市町がございます。5か所ほどあるんですが、そのうちの2か所は10万円、2か所については5万円、あと、1か所については現金ではなくて現物で給付するような形で、その総合計は5万円ということで、大体半分半分ぐらいよりも5万円寄りのほうがちょっと多いかなという形と、あと、うちのほうもこの事業を出すに当たって、他市町に電話等で問い合わせをしております。県内の市町のほうに問合せをしたところ、給付を考えていないというところもありました。そのほかに、

今後12月議会、今回、嬉野市が出したような形でしたいというところは10万円と5万円の金額についてもお聞きしたんですが、それも半々というところでした。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

私も調べたら、10万円の市町もあったとですよ。一律で5万円なのかなというところで調べたら、いや、10万円もあったよ。定額給付金、特別給付金は一律10万円ということで国が示してあったんですけども、その10万円の――乳幼児さん、子どものときって、ミルク、おむつ、それに対しても結構いろいろお金のかがっけん、5万円じゃなし10万円があったら10万円のほうで算定できんやっつとかなというところは個人的に、子どもを持つ親として考えたわけですけども、その理由をまずお聞かせ願ってよかでしょうか。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

お答えいたします。

なぜこの金額かということですけども、特別定額給付金が1人当たり10万円という金額で、全額国庫負担だったということです。

それと今回、市としても本来であればこの額の支給を行いたかったところですが、支給の対象から外れてしまった4月28日以降の乳児を養育されている保護者等に対して、市独自の支援ということ、そういうことを鑑みて特別定額給付金の額には及ばないんですけども、今回の予算を提出させていただいたということになります。

10万円出せば、私も子育ては3人ほどしておりますので、もちろんお金がかかるというのは十分分かりますけれども、市独自の予算でしているというところで今回この金額ということになっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

単純にちょっと分からない点をお尋ねします。

市独自のということで、これは財源内訳を見たところ、地方創生臨時交付金とあとは一般財源のほうからの持ち出しということになってはいるんですけども、仮に、ここにほかのふるさと応援給付金からの上乗せとかして、その額を上げて、嬉野独自の10万円、同じ特別給付金と同じ額で設定するというような状況で考えがなかったのか。_RULE的にできるかどうか私

も分からんとですけれども、その辺からお聞かせ願って、せっかく嬉野市も子育てを応援するまちということでもあると思いますので、その考え方がなかったのか、できたのかできなかったのか、そういうところを最後にお聞かせ願って終わりたいと思います。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

新型コロナウイルスの対策の一環として、これまで子育て未来課の子育ち講演会をはじめ、そのほかの課でも多数の政策を提案し、その中でさらにこの事業への財源を確保したということで、この分の金額が確保できたということで御理解をいただけたらというふうに思います。

○議長（田中政司君）

次、委託料。諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

委託料に関してです。

特別支援学校放課後児童健全育成事業に関して、主要な事業の説明書では6ページになりますけれども、委託料が52万円計上されております。単純にお聞かせ願いたいと思いますが、支援員の増によるということですけれども、支援員は具体的に何人いらっしゃって何人増えたのか、そこをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

支援員の数については、利用児童数によって支援員の数というのは増減いたします。当事業の補助金上の配置基準上は、平均通所児童数が嬉野市は現在のところ6人というふうになっておりますので、5人の支援員さんで見てもよいことになります。ただ、現在、障がいの特性等を考えて、基準より1名多い6人で対応をさせていただいているところです。

今回、支援員の増ということで表現をしておりますけれども、補助金の実際の支援員の数というのを6人から7人にしたわけではなくて、6人はずっと続いてはいるんですけれども、補助基準額上の支援員を増として計上することができるようになったということで支援員の増という表現をしたということになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

実際、増えたんじゃなくて、その基準上が増えたということですね。それは今回からです

されているわけじゃないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ここで申請をするとなると、ある程度経費もかかるし、そこら辺で直接給付というのが——直接給付というか、直接お渡しするということが——申請ではなくてですよ。そういう考えというのはなかったのか、お伺いします。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

お答えいたします。

事務上もそれができたら一番理想的ではあったんですけども、この分については市独自の部分というところと、申請をされなければ支給ができないということになってきます。国、県等の分でそういう、法令上そういったものが認められていない分で扶助費として出す分については申請をしていただいているからの支給になりますので、その部分で申請をしていただく。ただし、その代わり本人さんたちに通知をお出しするという形で、漏れがなるべくないようにしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

分かりました。

もう一点です。これは令和2年4月28日から令和3年の4月1日までという形になっていますけど、今後4月以降、新型コロナウイルスの状況によってはまた、それ次第では給付ということも考えられるのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

今後、新型コロナウイルスの長期化などという事態に対しての考え方だというふうに承りましたけれども、新年度に入りまして、もし仮に国がそういった定額給付金の追加があるかどうか分かりませんが、そういったところがあれば、そこはそこで対応するということになるだろうというふうに思っておりますし、我々としては年度で一旦はやっぱりこれは区切っておかないといけないのかなというふうに思っておりますので、その辺は本当、状況を見極めながらというようなことになろうかというふうに思っておりますので、確実なことは申し上げられないというのが現状でございます。

以上です（「はい分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。

増田議員、事業別に3回ずつでよかですか。

○8番（増田朝子君）

そうですね、はい。

ではまず、ばぶばぶ臨時特別応援給付金事業についてお尋ねしますけれども、こちらは多くの議員の方の質問でほぼ理解できました。

その中で、合同常任委員会でのときの御説明では、たしか180名程度という見込みということですが、まず、昨年ほどのくらいの出生数があったのかということと、今年度、4月27日までに何人国からの給付がされましたでしょうかということをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

まず、昨年度の出生数ということですが、昨年度の出生数というのは今手持ちではないんですけれども、大体170人程度だったかというふうに考えております。細かい数字は申し訳ありません。

それで、一応今回180名程度としているのは、その出生数とこの年代の乳児をお持ちの方、転入の方も対象としておりますので、そういったところでこの人数を出しております。一応、ここにも記載しておりますように9月30日現在で77人で、あと、母子手帳等で予定日等を勘案して、その分をプラスして、あと転入等があればということで一応この人数を計上させていただいております。おおむねこの人数で足りるのではないかというふうに考えているところです。

以上です。（「27日までに実際に国からの給付を受けられた方」と呼ぶ者あり）

国の定額給付金のときの人数については、すみません、そのときの直接の担当課でなかったもので、そこまで今私の手元で持っていませんが、後でお知らせをしたいと思います。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

こちらが、令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれた方とありますけれども、令和3年4月1日までということになれば、申請が来年度になるかと思っておりますけれども、その取扱いとしてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

申請について、4月1日生まれの方までを対象としていて、同じ学年というくくりで区切らせていただいております。

その分というのが、出生及び転入については14日以内に届出をしなければならないという旨の決まりがございます。そこら辺を考えて、4月20日までに申請をしていただけたらということ考えているところです。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

分かりました。

次に、特別支援学校放課後児童健全育成事業については、先ほど諸上議員からの質問で理解できましたので、取り下げます。

続きまして放課後児童健全育成事業、主要な事業の説明書では5ページですけれども、このところ、今回の補正で——合同常任委員会のときの説明でもありましたけれども、今回、光熱水費ということで上がっておりました。

それで、説明の中では久間小学校、五町田小学校、嬉野小学校とありましたけれども、ほかの児童クラブの増額は、同じ猛暑とか、延長の開設とかありましたけれども、ほかの施設ではそういった増額的なことはなかったんでしょうかというお尋ねです。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

ほかの施設については、学校内で運営をさせていただいているところです。学校内でその分について見ていただいているということになります。基本的に夏休み期間中とかお休みのときの分とかに関して、そんなに高い金額ではないんですけれども、少し、これに見合う分ということでお支払い等をしているんですけれども、そういったところで学校の御理解もいただきながら今回できているということで、外部の部分だけを今回、光熱水費が不足するというので、うちで直接支払いをしている分ですので、その部分を計上させていただいております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

こちらの久間小学校、五町田小学校、嬉野小学校の児童クラブにおいては専用施設ということで増額になったということですね。はい、理解できました。

次に、償還金の内訳についてお伺いしますけれども、平成31年は償還金として651万7,000円上がっておりまして、今回、713万2,000円ということで、例えば計画を立てられての、その後また実績の償還金と思えますけれども、償還金の主な要因というか、中身的にはどういったことの計画の変更があったんでしょうか、お尋ねします。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

金額的に決算時にお示した、翌年度返還額の713万2,000円について変更はあっておりません。先ほどありました667万8,000円は、国庫補助金の部分で、同じように特例措置分ということで45万4,000円、これを合わせて713万2,000円ということになります。

この特例措置分というのが、新型コロナウイルスの関係で3月に実施した事業が長時間開いていたことに伴って10分の10の補助があった分、その分について申請をしていた分の実績で精算をした分が加わって713万2,000円ということになっております。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで歳出24ページから28ページまでの3款、民生費の質疑を終わります。

次に、歳出29ページから31ページまでの4款、衛生費について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、ここで13時まで休憩いたします。

午後0時3分 休憩

午後1時 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

議案質疑の議事を続けます。

その前に、子育て未来課長より追加答弁がございますので、これを許可いたします。子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

追加答弁をいたします。

ばぶばぶ臨時特別応援給付金の関係で、特別定額給付金の分で支給になっている乳児の数ということでお尋ねがありましたけれども、特別定額給付金の担当課の総務・防災課のほうに確認をしたんですが、特別定額給付金は4月27日時点での世帯の数ということで世帯のほうに支給をされているので、乳児の数というのは現在のところ数字としては出ておりません。ただ、うちのほうで確認した、昨年、令和元年度の4月1日から4月27日までの出生児の人

数は11人となっております。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

それでは、議事を続けます。

次に、歳出32ページから33ページまでの6款、農林水産業費について質疑を行います。

32ページの1項、農業費、3目、農業振興費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

農業振興費の事業名、農村ビジネスサポート事業について質問をいたします。

通告書を出した後に資料を頂いてきました。ですので、この分で特に推進事業と整備事業対策、そのことをお聞きしようと思いましたが、資料で理解をいたしました。

今回の補正につきましては、この中の推進事業が、A、B、C、4点ありますけれども、3点とも推進対策ということで計上されております。その内容的には、例えば整備事業ですとハード的なものですかね、機械とかハード的なものじゃないかと思っています。続いては、この推進事業が逆にソフト的なものじゃないかなと想像するわけでありまして。

ですので、この分は補正で上がっております。これも説明資料にありますように、県単の事業ということで理解しております。

その中で配分ですけれども、各事業の中での配分の中で、1割が嬉野市の負担であっております。あと、当事者の事業主さんというんですか、その方の負担があるのか。県の事業費の中で市が負担する1割の分と、その残った分はどうされるのか、その確認をまずいたします。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（井上 章君）

御説明いたします。

個人負担があるのかという御質問かと思っておりますけれども、この事業は、県の事業が2分の1の補助です。市のほうが10分の1補助しておりますので、残りは個人負担ということになっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

理解しました。それじゃ、県が2分の1、市が1割と、残りの分が自己負担ということで

すね。承知いたしました。

それで、これも農業振興の上においては非常にありがたい分であります。今回の4件も含めてですけれども、こういった形で該当者に告知をなさっておられるのか、確認をいたします。

それともう一点ですけれども、今現在12月でありますので、これは県が主体でありますので、県が次年度もこういったもの、もしくは類するものはあるのかどうか、確認をいたします。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（井上 章君）

お答えいたします。

まず、広報の方法、やり方ということだと思いますけれども、広報は、県のほうでまず4月に一斉広報されます。その後、募集が少なければ、また随時、県のほうで普及所、または農林事務所等を通じて依頼がありますので、その分で広報をしていただいています。基本的には、県の直接事業になっておりますので、県のほうから真っすぐ広報をされて、ホームページ等での広報依頼ということになっております。

それと、来年度以降はあるかということですが、この事業は来年度も続く予定になっておるかと思えます。3か年間の事業ということになっているかと思えますので、その期限が切れましたら、県のほうもまた考えられると思えますけれども、今のところ来年度もある見込みであると思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

それじゃ、広報、告知につきましても、県が主体となって県下一斉に通知をなさっておられるということと、事業についても3か年で本年度が初年度ですか、3年間は続くんじゃないかならうかということで理解をいたしました。

それで告知ですけれども、県民80万人全部ということではないんでしょうけれども、例えば農協とか、いろんな団体でされるのか、こういった形で告知をなさっておられるのか、分かる範囲の中でお答えをお願いします。

○議長（田中政司君）

農業政策課長。

○農業政策課長（井上 章君）

告知の範囲ということですが、農業者が対象ということになっておりますけれども、

県のほうでは県のホームページで県民全員に告知をされていると。ホームページを見られる方でこの事業に取り組みたいという方は、各地それぞれの普及所、または農林事務所のほうに申請をされるという形になっています。

以上です。（「以上です、よかです」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

これで歳出32ページから33ページまでの6款、農林水産業費の質疑を終わります。

次に、歳出34ページ、7款、商工費について質疑を行います。

34ページの1項、商工費、2目、商工振興費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

それじゃ、こちらは商工費ですけども、事業名が嬉野温泉新たな食文化創出事業であります。これは新規事業でありまして、主要な事業の説明書を見てもなかなか理解ができずにおるわけでありまして、流れとして、嬉野吉田鍋としてする中で今回の補正の2,000円掛け個数ですけども、この嬉野市の出す分につきましては鍋の蓋の分について補助をしているということで理解していいのか、本体の、母体ですね。鍋ですから母体があるんでしょうけれども、これは三重県の萬古焼ですか、そちらから買ってそれにつける分をするということでもあります。

そうした中で、2,000円が鍋の全体ですするのか、鍋の蓋だけにするのか、まず先にその分を確認いたします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

鍋の蓋だけなのか、全体なのかという質問だったと思いますけれども、今回の補助に関しましては、鍋のセットに対する補助になりますので、蓋も胴も含めたところでの2,000円ということになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

いずれにしろ、課長の答弁では、あくまでもセットに対する補助ですよということでもあります。

しかし、いずれにしろ、本体という——何というかな、器の部分というかな、これは仕入れてですから当然費用がかかってきますよね。その分の金額がどうなのか。定額なのか、そ

それぞれ萬古焼さんのメーカーによっていろいろ単価が違うのか、そこら辺ありますでしょうけれども、セットとして幾らの、要するに原価というたらあれでしょうけれども、これは販売値とは違うんでしょうからね。原価の構成をする中での器の料金はこういった形になっているのか。

それと、合同常任委員会で6,000円と聞いたように思うんですが、6,000円は何を指して6,000円というのか。セットでの6,000円の原価なのか、それをここに書いてありますように、宿泊施設とか飲食店に、それぞれ個数に合わせながら——そこに買ってくださいと——いや、預けてその旅館なり飲食店さんが売る——そこで買ってもらうんですかね、施設側に買ってもらうんですかね。その分が幾らなのか、ちょっとそこら辺が主要な事業の説明書の中では分かりにくかったものだから、その流れとして、金額も含めてお示しをいただきたいと思えます。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

商品の原価につきましては、窯元組合のほうで各店舗によって製作されておりますので、原価につきましてははっきりとは分かりませんが、1人用のお鍋、今回開発された鍋が1個あたり6,000円程度を想定しているということで、今回その3分の1の額、2,000円を補助するというようにしております。

あと、地域を含めて応援をしていくということで、旅館組合、料飲店組合、それから市民の方ということで、商談会のような形でお披露目をしながら、まずは旅館、料飲店組合等に販売をし、あと、市民の方へとつなげていきたいということで考えていらっしゃいます。

金額等につきましては、議決後にはっきりした金額は出されると考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

最後です。

それじゃ、6,000円で蓋も土台も含めた分ということであります。それで、萬古焼の窯元さんもそれぞれあるかと思えます。うちはそれで足らなばいとかあったときには、母体である窯元会館さんが見られるということで理解していいんですかね。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

窯元組合へ補助を出しますけれども、各店舗によって販売数等は変わってくると思いますので、それぞれの組合員さんのほうの各店舗の状況によって仕入れされると考えております。以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

すみません、私もこれちょっと勘違いしていて、今から製造に入るのかなと思ってその製造の部分を聞こうと思っていたんですけども、現在その品物自体はあるということですよ。あるということであるならば、窯元組合のほうである程度企画をもう既に立ててあった分に対しての補助を今回するというところで理解してよろしいのでしょうか。まず、この1点。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

議員さんお見込みのとおりでございます。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

そしたら、ちょっと気になったというか、要するにこういう補助金、今後もこういう応援という形で出てくると思うんですけども、今回、窯元組合のほうの事業の一環ということですけども、その先にある窯、要するにメーカーですよ、メーカー。メーカーの方への支援ということで最終的になると思うんですけども、そこについて窯元組合が一括してやっているんでしょうけれども、今回その窯元が何社中何社ぐらいこれに関わっているのか。そういう部分で、公平性というのがやっぱり保たれないといけないと思うのでこういう質問をしているんですけども。

もう一点は、全て組合関係とかというところに市のほうから、組合とかいうところを窓口にいるいろいろ動きがあるんですけども、組合に入っていない方へのそういった対策等、そこら辺についてどういうふうにするのか。この部分に関してもなされているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

この事業につきましては、窯元組合のほうで6組合員さんが携わっておられます。それと、

組合員以外にも2組合入られまして、8店舗で取り組まれております。

窯元組合のほうで取り組まれた事業で開発されましたお鍋につきましては、6号から9号まで、6、7、8、9と開発されておまして、今回の補助を出すのは1人用鍋ということで6号に対しての補助を考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

分かりました。そこの分は了解いたしました。

そしたら次の質問に行っていいますか。

○議長（田中政司君）

はい、いいです。緊急支援のほうでよかです。

○15番（梶原睦也君） 続

すみません、ここはちょっと私分からなかったので通告のこの数値も間違っているんですけど、申し訳ないです。

詳しく教えていただきたいのが、通告を出しているのが、この緊急支援事業（経営継続支援給付金）で1,880万円減額と、この部分を質問しているんですけども、通告で事業予算額2,000万円に対して1,800万円の減額理由を伺うと書いておりますけど、この1,800万円じゃなくて1,880万円の間違いですけども、これについても一回詳しく、すみません、教えていただきたいんですけども。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

経営継続支援給付金の分でございますけれども、1,880万円の減額ということでして、当初見込んでおりましたのが2,000万円を予定しておりましたが、実際に交付決定に至った件数、給付できましたのが11件ほどでしたので、その差額の分の1,880万円を減額することでございます。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

やっぱりそうですよね。そしたら、かなり開きがありますよね。これは多分、休業協力金、「うれしのがんばろう!!応援給付金」以外の漏れた部分のところをこれで拾い上げるということで説明を受けたんですけども、新規事業者でしたっけ、この対象者がですよ。その中

で2,000万円計上して実際に使われたのが120万円ですかね、ここでいけば。かなり開きというのが、どういう計上の仕方をされたのかというところで、担当課として見積りが甘かったというか、そこら辺についての説明をお聞きしたいんですけれども。

私もこれは分かりませんので、甘かったのか、本当にそういうところまでの材料がなかったのかどうか分かりませんが、かなり利用されていないということで、これは本当だったらそういう困った方のために予算計上したわけですので、やっぱりそこら辺はしっかり使っていたらいいなという思いで今質問しているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

今回の経営継続支援給付金につきましては、さきに行いました「うれしのがんばろう!!応援給付金」、「うれしのがんばろう!!産業給付金」に引き続きまして、経営を下支えする目的で実施を行いました。

「うれしのがんばろう!!応援給付金」、「うれしのがんばろう!!産業給付金」と続けて実施していく中で、各事業者が新型コロナウイルス感染症における経営への影響を考慮した取組を行われたことより、今回想定しておりました基準に満たない方のほうが多かったということもありまして、厳しい中にも、市が想定した申請件数よりも相当少ない状況にあったと考えております。

多くの減額が生じたのは、この想定しておりました条件に該当する方がいなかったということで、想定していたよりも、状況的には皆さんの努力によって何とかなっているのではないかなということで今回減額をさせていただいております。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

努力によってということでありましてけれども、実際これだけの予算計上をしながらこれを使われなかったというのは、やっぱりそこで何らかの課題があると私は思うんですよね。

それで、今回「Go To トラベル」が期限つきでありますけど止まる中で、本当に、ますますもって厳しい状況になってくると。そこを考えたら、こういった予算計上は本当にきめ細かく行き渡るような、そういう予算計上の仕方を今後していただきたいということをここで述べ——市長、この点についてお伺いしたいと思います。一般質問的になって申し訳ないですけれども。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

見込みどおりになかったと、それは積算が甘かったと言われるのはそれは仕方がないということではあると思いますけれども、それは、一概に、だからといってそこに何か問題があったというわけではなくて、我々もその「うれしのがんばろう!!産業給付金」、様々な中小事業者の支援を、とにかく足を止めることなく進んできた結果だというふうに受け止めております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

次に、諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、私も補助金のほうですね。

嬉野温泉新たな食文化創出事業についてお尋ねします。

まず、主要な事業の説明書の10ページ、その他参考となる事項の中に積算根拠の記載があるんですけども、その中に0.8とか、0.5とかいう状況で記載されていますが、その内容と、その他の200というのが何なのかをお聞かせ願いたいと思います。

それともう一点、事業目的・効果について伺いますけれども、中ほどの事業目的・効果の記載の中で、「今後の内食化の進展を」ということで書いてありますが、具体的にどのようなことなのか、教えていただきたいと思います。

3番目に、事業内容に関して最後のほうに、「「嬉野吉田鍋」を地域の特産品として発信していくために要する経費に対して補助」と書いてありますが、この特産品の発信に関しての補助と私は理解しておりますが、それをどのように展開されていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

積算の中の0.8とか、0.5が何なのかということですが、まず、宿泊施設にしましては、稼働率が100%にはなっていないところもあろうかということで、8割程度での0.8を掛けております。

それから、飲食店のほうの積算にしまして、全部で110件ある中に10個という形で想定しますけれども、全飲食店が購入されるわけではないだろうということで、半分程度ではないかということで0.5を掛けております。

それからその他ということで、その他は市民の方等に購入していただくときの補助という

ことで200個を想定しているところでございます。

それから、事業の目的についてということでございますけれども、新型コロナウイルス禍における消費構造の変化に着目いたしまして、今後、外食ではなく内食化、自宅での食事等も進展していくということを見越しまして、肥前吉田焼の鍋による、地元食材を使った嬉野吉田焼を消費者に提案し、嬉野市商工会、嬉野温泉旅館組合や嬉野温泉料飲店組合などと連携いたしまして、鍋と地元の食材を組み合わせた鍋セットを、コロナの時代の特産品とした嬉野吉田焼を地域の特産品として発信していきたいと考えております。

今までは鍋料理ということで大鍋での提供が外食の場合ありましたけれども、今後コロナ禍では個人用の鍋に変わっていくのではないかとということで、1人用の鍋に対する支援を行うということで考えております。

3番目に、発信していくための経費としてありますが、その発信についてということでございますけれども、嬉野市近郊には食をバックアップする優れた資産が多くあると考えております。すぐ手の届くところに豊かな自然があり、清らかな水と澄んだ空気を提供しています。そのような好条件を生かしながら、鍋料理に関しても関係機関が英知を結集して、ストーリー性のあるものを考え出していくことが必要ではないかと考えております。

このため、地産地消や調理法、雰囲気、季節感等を提供しながら、料理の特産品、嬉野の特産品として吉田焼による鍋で食の魅力づくりを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

具体的なイメージの湧かんとですけど、この事業費に関しては、要は鍋だけですよ。そこに食材が入るとっわけじゃなかとでしょう。鍋だけば、要は旅館さんとか、飲食店とか、200個は市民の方に売りますよということですよ。その予算計上ですよ。

でもここに、吉田鍋を特産品として発信していくために要する経費というのどが含まれとっとなかというところのイメージとして私はつかみえんやったというのが1つ。

もう一つ、先ほど課長答弁の中に、おのおの、1,500個、550個、200個、それで飲食店組合とかに買ってもらいますと、あるいは市民の方に買ってもらいますというようなことでお話があったんですけど、そしたら、これは募集とか、そういう販売要項とか、その辺の内容はどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

経費ということでの質問だと思いますけれども、開発にもこれは費用がかかっておりまして、開発の部分には市からの補助は出しておりませんので、今回は販売促進のための費用を支援するというで経費というふうな記載の仕方をさせていただきました。

それから、どういうふうにして販売をしていくかということですが、まずは今回の議会で可決されました後には、料飲店組合とか旅館組合には展示をしまして、展示販売という形でいく予定とされております。

それから、市民の方へはまた市民の方向けに告知をしながら販売をしていかれるということと聞いております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

最後なんですけど、そもそも論として、今から先の季節は鍋がよかやろうとは思いますが、年中通して鍋するわけじゃなかとやけど、何でほかの、茶碗とか、そういうふうなところに着眼——もっとオールマイティーに使える市内での陶器というのがたくさんあった中で、なぜ鍋というところに着目されたのか。結局、情報発信するにしても一緒みたいな感じにはなるとは思うんですけども、この鍋以外、立案する段階でいろんな意見とか出て、最終的になぜ鍋に至ったのか。ほかの焼物は考えられなかったのかということも聞いて終わりたいと思います。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

今回、窯元組合のほうで鍋を開発するということに決められたのは、今回のコロナ禍における新しい生活様式というか、新しい食のスタイルということで、やはり大鍋でつつくよりも小鍋、個人用の鍋ということで、鍋についての開発を行いますということからの発案だと聞いております。

鍋につきましては、普通の鍋料理ではなくて、この鍋を使っていろんな料理ができるのではないかとということで、実際、吉田の辰まつりのときに、嬉野市内の料理人の方が6種類ほどのお鍋の料理をしていただきまして、お披露目をしていただきました。その中には、本来の鍋の使い方とは別に、ダッチオーブンのような形での使い方というものも提案されましたので、今後、料飲店とか、旅館とかに購入していただいて、また新たな使い方とかも開発していただけるのではないかなということもありまして、支援をしていくということで検討しました。

以上です。

○議長（田中政司君）

産業振興部長。

○産業振興部長（早瀬宏範君）

付け加えて答弁ですけれども、1人用の鍋に対して補助を出すというのを今回計上した理由といたしまして、もう一つガイドライン、それぞれの専門専門のガイドラインが出されておりますけれども、旅館のほうのガイドラインであったりとか、飲食店関係のガイドライン等につきましても、鍋については今後、1人用の鍋で提供しようというのがガイドラインのほうにうたっておりますので、今回こういったことで計上をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

嬉野温泉新たな食文化創出事業というところなんですけど、このそもそもの経緯というか、そこがいまいち今話を聞いていてちょっと分かんなかったんですけど、製作をする、鍋を作るというのは、もうできているわけですよ。このできている過程において、ここに書いてある「「新型コロナ禍における消費構造の変化」に着目し」と、ここがあったから鍋を作ったのか、もともとあったものを販売するためにこういうものが理由づけされて仕掛けているのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

もともとあった商品ということではなくて、今回のコロナ禍の中で、市の補助金ではないですけれども、ほかの補助金等を利用して、この鍋を開発されております。そこは開発までの段階でありまして、今後、販売促進にもつなげていかないといけないということで、やはり地域で支援していくような状態にコロナ禍の中ではなっているということが本当に、全部が止まったときに市民全体で盛り上げていくというのが一番今必要なことではないかということで、今回この販売促進に対する支援を予算計上させていただきました。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

私もちょっと勘違いしていたのか、残ったものをはくためにこういうために食文化創出事業ということで持っていったのかなと思っていましたが、そうではないわけですね。分かりました。

ちなみに、この鍋の特徴として何かしら——今、世の中は鍋なんかたくさんありますし、それこそ先ほど言われた、ダッチオーブンみたいな形もありますし、この研究開発の中で、何かしら販売促進につなげていくための、耐熱性があるとか、耐熱性がすごく強いとか、あとは熱の浸透が早いとか、また、均等に熱が広がるとか、何かしらそういった、開発をするに当たって、また、今後販売を促進していくに当たって、何かしらそういう特徴があるのかどうか、そこをお伺いします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

今回のこのコロナ禍で巣ごもり生活というのが続いておりました中で、今後また新型コロナウイルスも落ち着いてきていたようにも見えましたがまた第3波ということで、また生活自体が自粛の傾向に向かってきております。

そういう中で、やはり今後は自宅で鍋というのも必要になってくるのではないかなということで今回開発に踏み切られました。

鍋の胴の部分につきましては、やはり単価とかいろんなことを勘案して、吉田焼で作るよりも萬古焼のほうがいいということで萬古焼を仕入れて、鍋の蓋の部分については吉田焼ということで開発されましたけれども、各参加されるお店ごとに、いろんなデザイン性とかを考えて、同じようなものではなく、各店舗の個性のあるすばらしい作品を作り上げておられますので、今後、吉田焼を促進していく中でも、とてもいいものになってきたのではないかなと考えております。

お鍋につきましても、今まであったのよりも少し高さを変えたりとか、工夫をされた鍋になっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

これはちょっと思ったんですけど、吉田焼を売るための販売促進のためなのか、それとも地域の特産品を作るものなのかというところがすごくぼやっとしている感じがするんですね。ここを何かしら明確に出さないことには、何か鍋も中途半端、地域で出す食材も中途半端みたいな形で出されると、何かしら統一して——もし特産品だったら特産品で、嬉野はこれを

こういうふうに出しまっせとか、何かしら特徴がなかったら、これは難しいんじゃないかなと思うんですけど、そこに関して、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

産業振興部長。

○産業振興部長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

今まで、吉田焼で作った鍋というのは販売があっていないというふう聞いております。そういった意味で今回、初めて吉田焼を使った鍋を嬉野市内の旅館であったり料飲店さんであったり、そういったところが一丸となってお使いいただくということで、吉田焼の鍋というブランド化も高めていきたいというふうにも考えております。

そういった意味では、吉田焼のみならず、旅館、あと商店等々、非常に苦しい状況の中で、吉田焼についても同じように苦しい状況だということもありますので、一つ一つの目的として、嬉野の吉田焼の鍋を皆さんにお知らせをしていって、一つのものとして作り上げたいというのと、もう一つはやはり、地元で買い支えていきたいということでの今回の計上ということでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

同じく、嬉野温泉新たな食文化創出事業についてお尋ねします。

まず、多くの議員の方の質問と答弁をお聞きしまして、まず、大きさとしては6号から9号まで鍋の大きさがありますと。

それで今回取り上げられたのが6号の1人用の鍋ということで、それが6,000円ということで今お伺いしましたけれども、よく言うのが、そのときのお値段なんですけれども、そのときの販売価格というのがあると思うんですね。

先ほど課長が答弁されましたように、各事業所で価格が違うという答弁がありましたけれども、その中で2,000円の補助ということで、旅館関係に1,500個、飲食関係に550個とありますけれども、そこに、先ほど言われました組合の6事業所と、あと組合外の2事業所の方が製作されているわけなんですけれども、そこでそれぞれ販売価格が違うということですかね。まずその確認と、そうであるならば、2,000円の補助があってもやっぱり手出しが2,000円、3,000円、4,000円となる場合もあるわけですね。そのまず確認をさせていただきます。

それと、宿泊施設920室で0.8掛けて1,500個、それと、飲食店に110件の10個の0.5で550個とありますけれども、ここはきちんと調査された上での数なんでしょうか。もしそれが販売

にいたらなかったらどうされるんでしょうかということが1点。

それと、最終的にこの取りまとめはどこがされて、先ほどからありますけれども、どんなふうな販売方法ですね、そこをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

まず、予算の積算のところは、前もって何個買いますかというような形で確認しているわけではなくて、想定ですので、これくらいということでの想定の数としております。旅館、料飲店にまずは展示販売をして、それから市民の方へということで、段階的に販売はされていく予定となっております。

もう一つが金額ですけれども、金額で先ほど違いますよというのは、原価の部分がどのくらいなのかというのは各事業所ごとに違うのではないかなということですが。販売価格については、1人用の鍋はおよそ6,000円程度ということで統一されております。今回の鍋につきましては、窯元組合で開発された鍋ということで、その部分の金額は統一されておりますので、そこに対する補助ということでしております。

今後、販売する金額を幾らにされるかというのは、この議決後に決定されますということでまだはっきりと金額を聞いておりませんので、現段階では補助の額が2,000円ですということでお答えしております。

取りまとめとしましては、吉田の窯元組合への補助としておりますが、各店舗での取扱いになってきますので、うちのほうを取りまとめということではなくて、最終的に窯元組合のほうで集計をしていただいてこちらのほうに報告が来るということで考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

今の御答弁だと鍋の価格自体は6,000円ということで、あと、各事業所で売る売値が違うということで——じゃなくて。6,000円ということは、じゃ、購入される方は4,000円の手出しということで（発言する者あり）じゃないでしょう。そこら辺がちょっと分からないんですね。ちょっとまたお尋ねしますけれども。

それと、先ほど言いました旅館関係とか飲食関係の方をある程度このくらいとは言われたんですけど、少し聞き取りみたいな、例えばこういう販売をしますけどどうですかというリサーチ的なものはされたんでしょうかということと、あと、市民向けと言われましたけど、市民向けにはどのような周知とか告知、販売、呼びかけとかどんなふうにするんでしょう

か。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

今6,000円程度と言いましたのは、通常の販売価格は6,000円程度ということで聞いておりますということです。今回、値段につきましては統一しますということで聞いております。

今回、議決された後のお鍋の値段につきましては、今回特別にみんなに広めていくということでの販売促進のためということで、そのときのお値段については議決後に決定するというものですので、今はちょっと分かりませんということです。

それと、リサーチといいますのは、窯元組合のほうで料飲店組合、旅館組合等に事前に話をしてもらって、その中で鍋でいこうということで話をされたというふうに聞いております。

あと、呼びかけについてですけれども、まだ議決されておられませんので、はっきりとこういうふうにしてやりますということはしていないんですけれども、窯元組合と共同で、商工会とか、観光協会とかも一緒に連携しながら告知はやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

そしたら、鍋の価格としては、今回開発された組合の6事業所と2事業所の方たちが統一した価格にされるということですね。分かりました。

それと、やはり一番気になるのが、市民の方への周知というか、そこがどんなふうに——今はまだ決まっていませんということですが、実際やっぱり品物を見られてのほうがいいと思いますので、そこは十分に市民の皆さんが、できたら手に取って見れるような形とか、あと、今回、吉田焼ということで市民の方へのPRも兼ねて十分にしていきたいと思っておりますので、その辺を皆さんに十分に周知ができる形でしていきたいと思っております、いかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

今、吉田焼のほうでは、毎月陶器市ということで毎月、陶器市をしていらっしゃる。できたら、その陶器市あたりのときに一緒に取り組んでいただければと考えております。

告知の仕方につきましても、どういうふうな形であるのが一番いいのか、これから検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

鍋の最後の質問になります。

寒くなってきたので、ちょうどいい話題ではあるんですけど、鍋は火にかけますよね。それは耐熱が必要ですよ。吉田焼で普通の焼物はできないですよ。だから、先ほどから萬古焼とかなんとか話が出ていると思います。

それで、私の質問は一般市民に売り出さないかという話を出していましたが、先ほどいろいろ話を聞いておられますと200個が市民向けにということでしたけど、私は最初この予算を見て、市内の旅館とか料飲店、この辺は配付されるのかなと思ったんですよ。まずは無料で使っていただいて、吉田焼でこういう鍋がありますよということで、吉田焼の鍋ということを出そうということで、そういう形でされるのかなと思ったら買ってもらうという話がさっき出ておられますけど、仮に2,000円補助金を出して、これは組合のほうに行くんですよ。そしたら、もう2,000円で売ってもいいわけですよ。焼物屋さんにしても6,000円とか言いよんさったけど、6,000円やったら多分私も買わないと思います。もう少し安かったら使おうかなと思うけど。その辺のところ、例えばこれは吉田焼のための各嬉野——焼物に限らずいろんな業種が本当に厳しいところはあるんですけど、そういう形であるなら、それはそれとして、その鍋を作って、一応使っていただいて、皆さんの地域でこの吉田焼の鍋がありますよということでそういうイベントとかそういうので盛り上げて、それを売り出すような形にしたらいんじゃないかな——私はそういうことかなと思ったとです、これを最初見たときね。でも、今ずっと話を聞いていると、料飲店組合に、旅館とかに買っていただくという話なんですけど、そもそも、先ほど宮崎良平議員もおっしゃっていましたが、この事業の目的がどこにあるのかなと私もいろいろ話を聞いていてですね、両方いろんなあるからですよ。実際、鍋を作ってどうされるのかなと。それは窯元組合はそういう話でそういう話を持ってこられたと思うんですけどね、じゃ、それをどういうふうに今度していこうかなという展開が、ここの説明だけじゃよう理解できなくて、そんならいつそのことそういう市民向けにいろんなアピール、こういうのがありますよということで使っていただいて、そういうまちぐるみでやっていますよということ、逆に宣伝効果として売り出したほうがいいんじゃないかなと思うので、その辺のところまでいろんな今後のことも考えてあるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

産業振興部長。

○産業振興部長（早瀬宏範君）

お答えいたします。

鍋のほうを販売するのではなくて、ただで配ったほうがいいんじゃないかというようなことだったと思いますけれども、やはり市民の税金を使って事業を展開するに当たりましては、少なくとも幾ばくかの御負担をいただいて購入をいただくべきだろうというふうに考えております。

先ほど課長のほうが、補正の審議が終わった後に販売価格を決められるという答弁をしておりますけれども、私どものほうから窯元組合さんのほうにお願いといたしますか、話を少ししておるのは、6,000円という単価設定をできるだけ抑えたような格好で販売ができないかということでお話はさせていただいているところではございます。

そして事業の目的ということですが、先ほど申しましたように、できるだけ嬉野の吉田焼の鍋だということを嬉野市と申しましょうか、来ていただいたお客様にもそういったところをしっかりとPRをしていきたいということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

今、部長の答弁の中で、嬉野市に来ていただくお客さんにPRしてという話もありますけど、やはり地元の人に宣伝してもらわんといかんと思うとですよね、旅館に来たお客さんだけにじゃなくて、地元のほうも全くそういう吉田焼の鍋なんて知りませんよとか、そういう形だったらまた、それはそれでおかしいんじゃないかなと思うて、その辺のところもどう考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

産業振興部長。

○産業振興部長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

先ほど、お客様にとは申しましたけれども、今回の予算計上の中で、一応、市民の方にも販売をするということで考えております。あと、増田議員からも御質問がありましたように、市民の方にもしっかりとPRをするべきという御意見等もいただいておりますので、そこにつきましては、しっかり関係機関と連携をとりながら事業自体は進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。（「よかです」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで歳出34ページの7款、商工費の質疑を終わります。

次に、歳出35ページから38ページまで、8款、土木費について質疑を行います。

初めに、37ページの4項、都市計画費、5目、公園費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

みやき公園のあずまやが、台風の影響でちょっと補修が必要と、一応解体するということが今回予算を計上されておられますけど、その後の予定はどうなっているのか。またあずまやを造るのか、そのまま一応——予定をどのように考えられているか、今後のことをお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

お答えさせていただきます。

休憩所を撤去した後の場所につきましては、新年度でまた設置を考えていきたいと思っております。

以上です。（「はい、分かりました、よか」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、38ページの6項、新幹線費、2目、新幹線整備費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

こちら主要な事業の説明書に基づきまして質問をいたします。

九州新幹線西九州ルート建設事業であります。

内容につきましては、路線の負担額であります。国、県、また本市ということで、それぞれ割合に応じながら負担をしております。これも主要な事業の説明書にありますけれども、この上り区間の負担につきましては県負担の1割ということでずっと続いておるわけでありまして、この主要な事業の説明書から見ますと、平成20年から令和4年度までということで記載がありますが、その中で令和4年でありますので、本年も残り少なくなっております。実質来年度いっぱい残り区間ということでありますので、その中で、路線はほぼ完了に近い状態の中で、この分の補助というのがいつまでであるのか、確認をいたします。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

お答えいたします。

佐賀県からの説明では、本市の負担といたしましては令和4年度までとなっております。
以上です。（「はい、承知しました、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで歳出35ページから38ページまで、8款、土木費の質疑を終わります。

次に、歳出39ページ、9款、消防費について質疑を行います。

1項、消防費、4目、防災行政無線費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

合同常任委員会で説明はお聞きしました。ただ、議案が上がってきた段階ですけれども、私なりに驚いたわけでありまして、と申しますのは、杵藤広域市町村圏組合議会がつい半月ほど前にありまして、その中での説明がなかった中でこういった分が上がってきたもんだから、非常に緊急的なもんがありましたもんだから——落雷によるところのということでありまして。これは対応はなされたということで嬉野消防署あたりから補完はしたということでありはしますが、その当時の状況というのがなかなか見えずに、どう対応されたのかということと、もう一つは、費用の面でですけれども、これは広域圏内で造った建物であります。その中で本市の分が故障したということでありまして、広域圏全体の中での負担というのではないのか、こういったことはそれぞれの加盟自治体で負担せないかんのか、確認をいたします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

この機器に関してなんですけれども、嬉野市の防災行政無線の機器でございまして、杵藤の消防本部のほうに嬉野市の無線機の機器を、操作できる機器を設置しているということでございますので、これは嬉野市が維持管理を行っているものでございます。したがって、杵藤の事業の報告ですとか、予算の関係は出てこないということでございます。

それから、火災等の対応に関してなんですけれども、これは合同常任委員会のときにも申し上げましたが、嬉野庁舎にございます遠隔制御器を一旦杵藤の消防本部のほうに設置をさせていただいております。それによって代替という形で運用をしておりますけれども、もともとございましたのが自動の通報装置なんですけれども、嬉野庁舎から移設しておるのは手動の装置でございますので、実際に火災が発生した際には、消防本部のほうで手動で操作をすることによって通報と警報を行うというような形になっておりましたので、そこで

幾分、運営上のタイムラグと申しますか、そういったものがございましたので、交換をしたいということで今回予算をお願いしたものでございます。

ちなみに、私のほうでお聞きしておりますのが、杵藤の消防本部にそれぞれの市町の防災無線の機器を設置しているのは、現在、白石町と嬉野市の2つと聞いております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

これはいつ何どきあるか分からない中で、やっぱり緊急というのは——今回は嬉野市にある手動の分に切り替えたということですが、その中での時間的なタイムラグというか、それは速やかにできたのか。そこら辺の情報の連携というのは、本部から嬉野市役所のほうに、もしくは嬉野消防署のほうに、ほとんど、間髪を置かずに来たのか、それと、誰がどういった形で判断をしたのか、確認をします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

実際、9月の落雷で故障いたしまして機能がしなくなったということでございましたので、そのすぐ後、嬉野庁舎の機器を持っていっています。嬉野消防署じゃなくて嬉野庁舎です——の機器を持っていっております。

それで、実際に運用をする中で、その後、9月、10月、11月と火災が発生をいたしまして、実際に本部のほうで手動で操作をしていただく。それは杵藤の消防本部のほうも、無線のメーカーのほうからある程度研修ですとかそういったものを受けて操作をしていただくわけですけれども、それまでなかった操作をしていただくということになりましたので、不慣れであられたとか、火事も頻繁に起こるわけではございませんので、そういったこともあって、幾分、タイムラグが発生したということでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

しょっちゅうあるわけじゃありませんけれども、やっぱり急にそういったことがあったということの中での対応、これが一番私は懸念されるわけであります。

そういう中で、本市から派遣しておられる職員さん、私はこの議案が上がった段階で確認したんです。その方は、本市から出ておられますけれども、このことがあったことは存じて

おられなかったんですね。担当外なのか知りませんが、そういった点では、所管の中で速やかに情報を行うことが大事じゃないかと思えますけれども、市長、そこら辺どうでしょうか。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

議員おっしゃる広域の職員と申しますのは、恐らく総務ですとか、介護ですとか、そういった担当ではないかと思えますので、実際に設置をしておるのは消防本部のほうでございまして、消防本部には消防職員がおりますので、実際に嬉野市の機器なんですけれども、操作をしていただくのは杵藤の消防の職員ということになります。（「理解しました」と呼ぶ者あり）

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、森田明彦議員。

○9番（森田明彦君）

私の質問は、ちょうど今出ていた問題、同じところですが、今回のこの対応の工事で、まずは説明書を読んだら非常に——この火災発生把握の遅れにつながり、迅速な現場到着、また、消化活動が困難となっているということで説明をされているわけですが、そもそも、こういった緊急を要するものに関して、たしかに金額的には専決ができない金額ということですが、書いているように、緊急を要するようなものであれば、当然、臨時議会等でも開くべきではなかったか。もしくは、例えば地域を分けて工事の分割とか、何か方法がなかったのかなというのが一番最初に思ったことなんですけど、そういったことの必要性がなかったのかどうか、確認です。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

実際に故障が発生いたしまして機器を据え替えましてから、その後、手動式ではありますけれども、実際に通報、サイレン、それから通知はできるということで、それで始まったわけなんですけれども、そういった中で実際に火災が起こり、例えばサイレンに関しましても場所の特定ですとか、それから、通報する際にも防災無線が肉声になるものですから聞こえにくかったりとかそういったトラブルといいますか、運用上の支障というのが若干ありまして、自動の機器を設置する必要があるということで、予算措置をさせていただきました。

実際にここの、そういった運用はそうなんですけれども、それに加えて、これの機器をある程度交換していくに当たりまして、予算がついてもすぐにできません。実際に機械の見積りをもらう期間というのもございましたし、実際に予算を可決いただいても、そこから機械の開発等に入ってまいりますので、そういった時間もございます。ですから、現在のところは手動の機器で運用をいたしながら、実際に自動の機器の予算化を今させていただいたと、今必要だということで判断させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

森田明彦議員。

○9番（森田明彦君）

要するに、あくまでも説明に書いておられるものは想定ということなのであって、実質上はそう影響は及ぼさないということで理解していいんですね。あくまでも、議決を経て、それからの発注で十分間に合うという判断でいいんですね。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

実際に先ほど申し上げましたような支障は幾分ございますけれども、あとは補正予算を可決いただきまして、その後の発注ということで、今のところは手動のほうで運用をしていると。時間的なロス等は若干ございますけれども、それで大きな問題には至っていないということでございます。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで歳出39ページの9款、消防費の質疑を終わります。

議案質疑の途中ですが、議場の換気のために14時15分まで休憩いたします。

午後2時6分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

議案質疑の議事を続けます。

それでは次に、歳出40ページから44ページまで、10款、教育費について質疑を行います。

初めに、40ページの1項、教育総務費、2目、事務局費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

全員協議会とかである程度お話は受けていますけど、もう一度これまでに至る経緯というか、どういうふうな形で何でこれが駄目になったのか、何で新しくこれに変わったのか、そこら辺まで含めてお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

お答えいたします。

フッ化物洗口についての御質問だということでお答えいたします。

嬉野市では、子どもたちの健康な歯の育成のために、歯科医師会、それと学校歯科医、それと学校薬剤師の御指導の下にフッ化物洗口を、小学校は平成21年の10月から、中学校は平成28年度から実施をしております。

やり方としましては、フッ化ナトリウムを学校薬剤師の方に溶解していただいて、それを学校管理職が薬局に取りに行くというふうにして週に1回実施をしておりました。これは、濃度が薄過ぎても効果がないし、濃度が濃くなると健康被害があるということで、学校薬剤師の方に溶解をお願いしておりました。

ところが、令和2年、今年の6月24日に毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令というのが出されまして、フッ化ナトリウム試薬が劇物に指定をされました。そのために、今申し上げました方法では実施できなくなりましたので、10月からフッ化物洗口を休止しております。

今後の見通しとしましては、11月27日に県の健康増進課からフッ化ナトリウム試薬に代わってフッ化物洗口薬剤、予定しているのはミラノールという医薬品でございますが、そちらに替えて実施できないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

実はこれの件に関しては、それこそ新聞にも結構大きく載っていましたし、あとはこの前、議員とかたろう会とかで父兄さんのほうからですけど、どのような形でそういうふうになったのかという説明を親御さんたちにもいただきたいということもあったので、かなり丁寧な説明が必要なんじゃないかなと思っておりました。そういう中で、私たちはある程度お話を聞いていたので、その場である程度説明しましたが、もう一回、学校側等しっかりと説明が必要なのかなと思っております。

そして、これは新しいフッ化物洗口薬剤ということになるんでしょうけど、これは虫歯の

予防としての効果としては、今までのものよりもどうなのか、価格的にどうか、そこら辺の効果とかなんとかというものは今までと変わりがいいのか、そこだけ最後に聞きたいと思います。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

お答えいたします。

薬剤を医薬品ミラノールに変えても、効果というのは変わりはありません。というのは、中に含まれておりますフッ化ナトリウムの濃度を約0.2%にして、そして実施をしようというふうに考えておりますので、濃度自体は変わりませんので、効果は今までどおりというふうに考えております。

以上でございます。（「学校側から親御さんたちに説明って」と呼ぶ者あり）

この休止にかかっては、それぞれ学校から事情等を説明する通知文等はあるとは思いますが、もし御質問等が学校であるような場合は、また追加に説明をする必要もあると考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

私も同じ質問で、小中学校フッ化物洗口についてお尋ねします。

これは、合同常任委員会の際の説明では、新たな医薬品を今後使用しますということだったんですけれども、今、先ほどの課長の御答弁では、小学校が平成21年10月から、中学校が平成28年から実施していますということなんですけれども、これは今全体の何割程度の生徒さんが実施されているんでしょうかと、分ければ教えていただきたいと思います。

それが1点と、あと、このことについて保護者からの問合せ——当時、中止とかいろいろ新聞報道にもありましたけど、保護者からの問合せとか意見はなかったんでしょうかということと、以前のフッ化ナトリウムにしても保護者の方の同意書が必要だったと思いますけれども、今度新たな医薬品にしても同意書が必要なんですか、お尋ねします。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

お答えいたします。

まず、同意書が必要かということにつきましてですが、新たな医薬品となりますので、同

様に同意書を取って実施をしたいと考えております。

また、フッ化物洗口を実施している割合と申しますか、参加をされている方ですが、もうほぼ参加、実施をしているという状況でございます。正確な数字はこちら把握しておりませんが、ほとんどフッ化物洗口をやっているという状況でございます。

問合せが各学校からあったかどうかというところでございますが、そこは把握はしておりませんが、それぞれの学校で問合せがあった場合は回答できる範囲での問合せであったというふうに思っております、教育委員会までそういった声が上がってきてはおりません。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

すみません、確認ですけど、10月から今までの分を休止されたということですが、今度新たな医薬品を使ってはいつからされる予定ですか、もし使うとしたらですね。まずお願いします。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

お答えいたします。

この予算が通りましてから薬剤の購入ということになりますが、この医薬品の購入がそれぞれの市町も同じように購入していくわけでございますので、購入がどれくらいの段階でできるのかというのがめども立ちませんので、なるべく来年実施を早目にできたらとは思っております。ただ、先ほど言いましたように、学校としても保護者からの同意書も取ったりする必要もございますので、今の段階では、なるべく早くというようなことで考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

分かりました。先ほど宮崎良平議員からもありましたけれども、新たにまた同意書を頂いてからの実施になるかと思っておりますけれども、生徒さんや保護者の方にも丁寧な説明と周知をお願いして実施していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、42ページの3項、中学校費、1目、学校管理費について質疑の通告がありますので、

発言を許可いたします。宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

この1目、学校管理費で、今年の修学旅行で2校が行けなくなったということでキャンセル料等が発生しております。これが1目、学校管理費、11節、役務費として計上されているんですけど、多分これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象となるとして、そこが活用されるんじゃないかなと思いついておりましたけど、そこら辺の経緯についてお話をいただきたいと思っております。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

お答えをいたします。

まずは、このキャンセル料の発生に至った経緯というところでお答えをしたいと思います。8月4日に嬉野市内の臨時の校長会を開きまして、修学旅行の実施にかかっている協議を行いました。幾つか決定事項があるわけですが、主なものを申し上げますと、まず、事前に保護者の同意書を取るということ。それと、態度の決定については2週間前に学校と市教委との協議によって行う。態度決定は、もちろん中止もありますが、行き先の変更、泊の短縮、そこら辺も含めての態度決定でございます。

実施可能な判断基準としましては、保護者の同意が75%以上というふうにそこでは話合いをしております。

あと、県外で泊を伴う小学6年生、それと中学3年生につきましては、保護者会を事前に実施をして説明等を行う。

態度決定の後に例えばクラスター等が発生して、行き先変更、あるいは中止、そういった態度の変更もあり得るというようなこと、主立ったことを決めて、そして各学校で検討していただいたところ、2校の中学校でキャンセル料が発生し、内訳としましては、1校は修学旅行中止に伴うキャンセル料、もう1校は、2泊3日を1泊2日に短縮したことによるキャンセル料の計上となっております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

では、今回計上されているものはそれとして、先ほど言いましたけど、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象になるわけですね。そこが対象になるかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

今回の修学旅行のキャンセル料につきましては、議員が御発言のとおり新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によって支出をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

では、全額そっちのほうでということ、市の負担というのではないということになるんですよね。そういうことですよ—そういうことじゃないんですか。

そこと、あとは、今回2つあったじゃないですか。2つとも行かなかったからキャンセルではなくて、1つは行かなかったからキャンセル、もう一つは2泊が1泊になったからということになるわけですね。その確認だけいいでしょうか。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

まず、金額についてお答えいたします。

154万3,000円のうち150万円を地方創生臨時交付金で、一般財源を4万3,000円と計上をさせていただきます。

以上です。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

お答えいたします。

2泊3日を1泊2日というところは、2泊3日を一旦キャンセルをして、そして1泊2日の旅行ということになるためにキャンセル料が発生するというところでございます。

以上でございます。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

これで歳出40ページから44ページまで、10款。教育費についての質疑を終わります。

次に、歳出45ページから46ページの11款。災害復旧費についての質疑を行います。

46ページの2項。公共土木施設災害復旧費、2目。現年土木施設災害復旧費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

これは確認です。全協であらまし、説明を受けました。その中で、主要な事業の説明書にありますところの下のほうに住居及び物置という2物件、木造茅葺平屋建、鉄骨造2階建ということが上がっております。この分の2件ですけれども、これを災害時の廃棄物処理事業ということで聞いていますが、この2物件について、どのような形で廃棄物処理をされるのか、確認します。

○議長（田中政司君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（福田正文君）

お答えをいたします。

議員お話のとおり、1件が住居、1件が倉庫ということになっております。

建物のほうにつきましては空き家ではあったわけですが、上からの土砂で完全に全壊をして形がない状態です。

もう一つの倉庫のほうも、専門家による判定では立入禁止ということで、いつ壊れてもおかしくない状態ということで、倉庫のほうは全面解体、撤去という形で対応したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

現状において、上段のかやぶき屋根は躯体ともに全然ないわけですね。何も無い、家屋も含めてない、現状はないでしょう。その中で廃棄物というのはどうなのかと、予算に上がっていますんでね。

もう一つ、倉庫のほうにつきましても、鉄骨造の立派な建物でありますけれども、一応耐えられないということで、それも全部解体してということでお伺いしました。これは今からのことでしょうかけれども、特にかやぶきの家屋については——基本的には全部撤去ですから、せないかんというのは理解するんですけど、現状として既にもうないもんだから、これを予算立ててどういった形で——後追いで予算化しておられるのか、確認をいたします。

○議長（田中政司君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（福田正文君）

お答えをいたします。

確かに住居、建物のほうは現状はもうない状態ではありますが、結局それが地域内——災害を被られた地域に散らばっておる状態です。柱であったりその他もろもろ、中の家財も散らばっている状態なので、それらを除去をして処分を行うということでの本事業ということ

になります。

以上です。（「はい、理解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

これで歳出45ページから46ページまで、11款、災害復旧費についての質疑を終わります。

これで18ページから46ページまでの歳出についての質疑を終わります。

これで議案第93号の質疑を終わります。

次に、議案第94号 令和2年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第95号 令和2年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第96号 令和2年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第97号 令和2年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第98号 令和2年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第99号 令和2年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第100号 令和2年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第101号 令和2年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第102号 嬉野市農業委員会の委員の認定農業者過半要件の例外規定適用についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第103号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑を行います。

す。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第104号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第105号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

ここから追加議案に入ります。

次に、議案第106号から議案第109号までの質疑を行います。

なお、議案第106号から議案第109号につきましては、追加議案で通告の時間がありませんでしたので、通告書なしでの質疑を行います。

まず初めに、議案第106号 令和2年度嬉野市一般会計補正予算（第11号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

4ページ、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費であります。

これも主要な事業の説明書を頂いております。この前説明をいただきましたので、私も聞きそびれましたので、確認です。

当該の方の人数ですけれども、5万円が198名、あと単価忘れながら7名、あとゼロ人と、合計205人と聞いたんですが、この内容をもう一回説明を——事業内容がありますけれども、それと照らし合わせながら説明をいただけませんか。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

お答えいたします。

基本給付の、この今、歳入の国庫補助金のところの御質問だと思うんですけれども、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費の10分の10の1,568万円、この部分についての説明をこの前の合同常任委員会のとくにさせていただいております。

令和2年の6月分の児童扶養手当の受給者で基本給付の受給者が198人、同じく、公的年金受給者で対象となった人、これも基本給付の受給者なんですけれども、この分の7人、家計急変等に関して申請をされた方はゼロ人となっておりますので、この198人と7人を足した205人に対して5万円——205世帯となるんですけれども、ここに5万円の給付をするということと、2人目以上の児童が述べ116人でしたので、その分を3万円掛けるの116人。その

ほかに、基準日が12月11日時点となっておりますので、まだ基本給付の申請を行っていない方で同日以降に基本給付の申請を行う方についての分を勘案して、プラスしたところでの金額、この事業費の給付事業費の分の金額が1,568万円ということで歳出にも同額の金額を上げさせていただいておりますので、歳入にも10分の10の1,568万円を上げさせていただいているところでございます。

そのほかの事務費の部分については、歳出の部分で見たところの需用費と役務費の分をプラスした金額の13万3,000円を上げさせていただいているということになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

合同常任委員会でもお聞きしながら、再度すみませんでした。

それじゃ、今回、国のほうから10分の10で示されておりますけれども、それに沿って今回給付をしているということですね。

追加給付の家計急変者等々については該当者がおらなかったということで理解していいんですね。

あわせて、全体的にですけれども、これに該当するところの方については、皆さん方に告知と同時に対応しているということで理解していいものなのか。

それともう一つは、国からこういったいろんな新型コロナウイルス関係の緊急がありますけれども、今回これを該当しておられますけれども、そのほかにはないのか、確認をいたします。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

お答えいたします。

この今回の再支給というのは、前回のこの事業に対して基本給付を受け取られている方に対する再支給ということになっております。12月11日時点では、先ほど私が申し上げた金額は、前回の基本給付の支給の方ですので、その方の分から若干増えてもおります。その分については追加して、勘案して予算を出しておりますと先ほど申し上げましたように、一応文書等によって、こういうのがありますよということをお出しできる方と、年金等を受給されていらっしゃる方を全て把握しているわけではありませんので、遺族年金、障害年金をお持ちの方ですね。そういった方たちの中には、このチラシ等を広報している分を見られて申請をしていただく方もいらっしゃるかと思います。その中で、うちのほうで独り親の医療費の対象になっていらっしゃる方については文書を前もってお出しはできているんですけれ

ども、児童扶養手当受給者の所得制限よりも所得制限の金額が違いますので、お出しはしておりますが、それ以外の方たちで、それにもかからない方たちというのは、この広報を見て申請をしていただくような形になるかと思えます。

今回の分については、あくまでも基本給付の再支給分ということで御理解いただけたらと思います。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで議案第106号についての質疑を終わります。

次に、議案第107号 業務契約の締結についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで議案第107号についての質疑を終わります。

次に、議案第108号 嬉野市教育委員会教育長の任命についての質疑を行います。質疑はありませんか。山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

教育長の任命についてお尋ねいたします。

教育長の任命には市長のほうからの指名になっておりますので、今回こういう形になったと思えます。

現在、杉崎教育長に対してはしっかりやっただいておられますし、私も別に個人的にもいろんな感情的なあれはありませんけど、今回一応お尋ねしたいのは、杉崎教育長はこれまで4期12年教育長をされておられて、今回また3年ということで15年と長期にわたられるというのが1点と、杉崎教育長の年齢、76歳ですかね。高齢になっておられまして、健康面の不安もないのかと。今見ている限りは元気そうで、ないでしょうけど、その点と、もう一つは後継者ですね。またあと、そういう話もなかったのかどうか、その辺のところをお尋ねしたいと思えます。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

健康状態、その他もろもろ個人の事情ということですので、こういった議場の場で質問すること自体がそぐわないのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口忠孝議員。

○11番（山口忠孝君）

いや、健康状態はないでしょうけど、今後、また違う——長いこと教育長をされておりますので、その後継みたいな形も、そういう新しく探されたということはないんですか、後任を。じゃなくて、最初から教育長に再任していただくという形でされたのか、その辺のところをお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

人事ということですので、当然どのような方がいいかということのをゼロベースで検討を加えた結果、これまでの功績も含めて検討をしておりますので、今回の人事の提案となったということでございます。

以上でございます。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで議案第108号についての質疑を終わります。

次に、議案第109号 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで議案第109号についての質疑を終わります。

これで提出議案全ての質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

お諮りいたします。

当初の会期日程では12月16日も議案質疑の予定でございましたが、本日で議案質疑の議事の全部を終了したため、明日16日は休会にいたしたいと思っております。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、12月16日は休会とすることに決定をいたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後2時49分 散会